

紀美野町第3回定例会会議録

平成29年9月20日（水曜日）

○議事日程（第2号）

平成29年9月20日（水）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和 君
2番	上 柏 皖 亮 君
3番	七良浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君
5番	田 代 哲 郎 君
6番	西 口 優 君
7番	北 道 勝 彦 君
8番	向井中 洋 二 君
9番	伊 都 堅 仁 君
10番	小 椋 孝 一 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企 画 管 財 課 長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保 健 福 祉 課 長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	湯 上 章 夫 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	山 本 訓 永 君
ま ち づ くり 課 長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	山 口 典 子 君
代 表 監 査 委 員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	田 中 克 治 君
事 務 局 次 長	井 戸 向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は5人です。順番に発言を許します。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） おはようございます。よろしく申し上げます。議長の許可を得て、トップバッターで質問させていただきます。

質問の第1は、町内でのメガソーラー発電所建設計画についてです。

町は、樫河池改修事業計画作成の一環としてハザードマップを作成し、万が一、堤が決壊した場合の備えとして、安全な避難行動に役立ててもらうため公開しています。その樫河池の上の山林に、総面積で甲子園球場の約9.57倍に及ぶ大規模な太陽光発電所の建設計画が明らかになり、住民の不安が募っています。

このメガソーラー建設計画について6月議会では、開発に伴い堤体改修事業の再検討が必要になる可能性がないのか質問しました。

その際の答弁は、池への負荷について、改修計画には今回の開発は考慮していない。また、民間の開発行為に伴う事業の計画変更は行うことはできない。したがって、今回の開発について、開発区域の中に調整施設等を設置して池への負荷をかけないように、県関係機関とも協議しており、事前協議に条件がつけられていると聞いている。また、樫河池の土地所有者は紀美野町であり、承諾等が必要な場合も同じ条件の履行が必須かと思われる。したがって、今回の開発計画に伴う池への負荷及び改修事業への再検討等は必要ないと考えるとの趣旨で、「現状の池に一切負荷をかけない方法でないと、認めるわけにはいかないという理解でよいのか」との再質問に、「そのとおり」という答弁

でした。

ところが、7月30日に動木集会所で開かれた説明会で、開発事業者は紀美野町の下承が得られれば、檜河池を調整池として利用するために、改修計画を変更することができる。その際の工事費は事業者負担との、県の了解を得ているという内容の説明をしました。

今回の開発計画に基づく事業者からの事前協議申出書に対して、県が作成した林地開発事前協議申出書に対する意見等取りまとめ表では、同意書の取得を条件としている項目が幾つかあります。

例えば、林務課森林土木グループの意見として、林地開発許可申請に当たっては、開発計画に関係する行政機関の意見を尊重し、十分な協議・調整を行うとともに、森林法の許可基準である災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関する4つの要件で、直接的に影響が及ぶ範囲内の、地元自治会や水利組合と関係者の同意書を必ず添付することとなっています。

また、森林整備課でも、森林法に基づき、当該開発計画は地域森林計画対象民有林での1ヘクタールを超える開発であるため、森林法第10条の2の規定に基づき、知事の林地開発許可が必要です。なお、林地開発許可申請を行う場合は、下記の事項について十分留意してくださいとして、開発区域内及び隣接地の地権者及び、並びに水利組合等、利害関係者を的確に把握し同意書を必ず取得することとなっています。

先般、影響が及ぶ地元の希望ヶ丘、動木の二つの区から、開発に反対する陳情書が県知事宛てに提出されました。したがって、地元同意を取りつけることは不可能になったと考えられます。

そこで、6月議会での町の答弁と相反する開発事業者の説明内容ですが、町は檜河池堤体の改修計画について、事業者の意向に沿った変更を承諾する可能性がないのか、改めて考えをお聞かせください。

質問の2点目は、国民健康保険制度の都道府県単位化についてです。

ことしの3月議会でも同じテーマで質問しましたが、和歌山県国民健康保険運営方針（素案）や、厚生労働省の平成29年度における国民健康保険事業費納付金及び市法人保険料率の試算に関する方針及び第3回試算に用いる係数についての通知が示されたので、3月議会に引き続き質問します。

2015年、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度改革を構築するため

の国民健康保険法等の一部を改正する法律により、2018年度、平成30年度から国民健康保険の保険者は、これまでの市町村から都道府県と市町村になります。

国民健康保険運営方針策定要領では、各市町村が事業の広域化や効率化を推進していくように、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要があるとなっており、要領に基づいて示されたのが県の国保運営方針（素案）です。

運営方針は市町村がこれまで独自の裁量で決定し実施してきた国保税の負荷が、保険業務の実務などに係る全てのルールの一貫を目指します。国保には、市町村により医療供給体制や、住民の年齢層、所得、健康状態などに地域差があるため、保険者を市町村にしたという歴史があります。また、被保険者の負担軽減のために、一般会計から法定外繰入を行うなど、各自治体でさまざまな努力をしてきました。

しかし、県の運営方針（素案）では、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入については解消または削除すべき対象としており、さらに赤字解消削減の取り組み目標年次等では、国の財政支援措置の拡充と県からの保険給付に要した費用を、全額交付する仕組みの中で解消が図られる見通しとなっていますが、収納率の向上や医療費適正化の取り組みにあわせ、保険料の適正な設定等により、計画的、団体的な解消が図られるよう、県と市町村が十分な協議を行った上で、赤字保健所ごとに目標年次及び取り組みを別途定めることとし、平成35年度までに県内全ての市町村において、決算補填等を目的とする一般会計繰入を解消することを目指しますと述べています。

市町村別の実質的な単年度収支によれば、平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計決算では、資金繰入や決算補填等のための繰入金を除いた場合の精算は、単年度収支差引額は6,000万円の赤字となっています。したがって、県との協議対象になることは必至かと思われます。

また、激変緩和措置では新制度移行に伴い、市町村で本来、集めるべき1人当たり保険料が、一定割合以上増加すると見込まれる場合、県繰入金により、激変緩和措置を講じることとします。なお、激変緩和措置の実施期間は、特例基金の設置期間となる平成30年度から平成35年度の6年間としますとのことです。

県繰入金などによる、激変緩和措置は6年間であり、その後の財政支援はないと考えられます。以後の保険税率を大幅に引き上げるか、一般会計からの法定外繰入を続けなければ、町の国保財政は成り立たない可能性が高いと考えます。制度移行に伴う保険料の値上げは、絶対に避けるべきです。

したがって、制度移行に伴い、紀美野町の国保財政の今後についてどのように見通しておられるのか、お聞かせください。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) おはようございます。私のほうからは、田代議員質問の1問目の、町内におけるメガソーラー発電所建設計画についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の、まず計画変更について御説明させていただきます。

ため池整備事業の計画変更とは、当初計画に基づき実施した結果、地質等、不測の事態が生じたことにより、工法及び事業費等の増減による計画変更ができることではありません。

さきの6月議会において答弁させていただきましたとおり、民間の開発行為に伴う計画変更はすることができません。また、檜河池を調整池として利用するには、町に対して法定外公共物の占用等使用許可申請が必要となります。申請には利害関係人として各自治会長の承諾書が必須となっております。よって、自治会の承諾がないと許可することができないこととなります。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 田代議員の2問目の質問にお答えいたします。

国民健康保険制度の都道府県化についてです。

平成30年4月から、国民健康保険の財政運営が県単位化されることに当たり、県は、国保運営の県内統一的なあり方を定めた国民健康保険運営方針を、平成29年12月までに作成することになっております。昨年より国保運営方針連携会議及び検討部会を開催し、国保事業費納付金・標準保険料率の算定方法や運営方針への記載事項について協議・意見交換を実施し、このたび素案がまとまり、県より示されております。

素案では、今後も持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部

を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条に基づき、安定した運営を図るものとするとしております。この運営方針は、被保険者数及び医療費水準の状況が変更すると見込まれるため、3年ごとに見直しを行うとしております。

議員御質問の紀美野町における保険税の算定につきましては、さきに厚生労働省ガイドラインに基づき、県全体の必要額（給付費）を、所得・人数（被保険者数）のシェアで案分し、市町村ごとの医療費水準を考慮し、市町村の納付金が決定され、それに必要な標準的保険税率を試算し、示されることとなります。そして、県から示された素案を、町の国保運営委員会で御協議いただくこととなります。

平成27年度の県1人当たりの医療費の状況では、県平均28万496円、当町を含め11市町村が、30万円を上回っております。当町は県下で3番目に高い水準となっております。

このように医療費水準の格差があることから、県は、保険税の違い等、市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平性を図るため医療費制度改革から10年間、平成39年度までには保険料水準の統一を目指しております。そうした急激な増加が見込まれる場合は、県繰入金において平成30年度から6年間、激変緩和措置が講じられるとしております。

当町では議員御承知のとおり、保険料の急激な上昇を抑制するために、一般会計繰入金を行っております。こうした決算補填を目的とした法定外の一般会計繰入金や前年度繰上充用を行われている市町村は県下で8市町村ございます。今回の改正では、議員御指摘のとおり、決算補填を目的とした法定外の一般繰入や前年度繰上充用を解消・消滅を目指すものであります。

しかし、平成28年度より前倒し事業において実施しております、保険者支援努力制度のように、保険事業に係る費用の繰り入れなど、各市町村が政策により積極的に行うものについてはこの限りでないとしております。なお、激変緩和措置の実施期間は、特例基金の措置期間となる平成30年度から平成35年度の6年間ではありますが、この基本方針素案では3年ごとに見直すとしておりますので、状況に応じた方針が示されることになると思います。

以上、簡単ですが、国民健康保険制度の都道府県化についての質問に対して、答弁とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 1点目のメガソーラー発電所計画についてですが、いろいろ述べられましたが、要するに樫河池堤体の改修計画について、事業者の意向に沿った変更を承諾する可能性はないという理解でよいのかどうか。

答弁の中でもあったように、地元自治会から反対の陳情が県知事宛てに提出されています。ですから、地元同意をとる可能性はないと思われますので、その点、もう一度、その計画変更が承諾する可能性がないという、計画が許可されることはあり得ないということなのかどうか、もう一度、念を押しておきますのでよろしくお願いします。

さらに、和歌山県は林地開発事業事前申出書に対する意見書取りまとめ表というのを出しています。さらにそこで、今回の開発計画について、さまざまな条件がつけられています。例えば、森林整備課については、森林法に基づき林地許可申請に当たって、開発計画に対する関係機関の意見を尊重し、十分な協議・調整を行うこととなっています。農業農村整備課では、現在実施中のため池整備業計画には、調整池のほうは負荷されていないことから、事業計画との整合性をとるため工事実施主体の解消農地課との十分、協議・調整が必要となりますと記載されています。ほかにも多くの協議や条件がつけられています。こうした、事前協議の状況について、町はどの程度把握しておられるのか、これが2点目でございます。以上です。

それから、国保の県単位化ですが、いわゆる素案に基づいて、ずっと3年ごとに見直す等いろいろ、そして平成39年度には、国保料を県下統一国保料にする見通しだということ、それで、今後の保険税がどうなるのかということが、一番問題だと思います。

厚生労働省は7月10日に、国保の都道府県化に向けて、第3回試算の方針を都道府県に通知しました。これまで2回の試算では、市町村独自の法定外繰入が含まれる、埼玉県などで保険料が最大7割増になると、住民からの不満や怒りの声が上がっていたということもあって、第3回試算の最大の特徴は、厚生労働省が制度移行に伴う保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にして、激変緩和の予行を実施しています。予行は平成29年度1人当たり保険料額の試算結果と、平成27年度の1人当たり保険料額の試算・決算ベースを比較するもので、その上で保険料の伸びの上限として、都道府県が定める一定割合をおいて上昇抑制を図るという、先ほどの答弁の中にもあった部分です。

国保費の暫定措置額を全額投入して増加を抑制すること、それから保険料の下げ幅を規制、下がるところは下げ幅を制限するという下限割合も一定割合と同率に設定すると。

その結果、得られた財源額は暫定措置額に上乗せして、増加を抑制すると。暫定措置額及び下限割合の設定により生じた財源を活用しても、なお一定割合を超過する場合は、先ほどの答弁にありました、都道府県繰り入れ1号分、これは旧の県調整交付金ですが、を活用するというものです。

国保新聞の8月1日号は、7月14日に香川県で開かれた国保ブロック会議で、厚労省が30年度に保険料の激変が生じないように、検討を求めています。そう報じられています。県が示す標準税率に当てはめて試算しても、当面、国保税はそんなに大きな変化はないというふうに考えられます。イメージとしては、標準税率で付加して調整した国保税総額に、県からの繰入金を加えて納付するということになるのかなというふうに思います。

ただし、先ほどの答弁でもありましたように、激変緩和措置の実施期間は特例期間の実施期間との平成30年から平成35年までの6年間だけです。財政支援は、恐らくないであろうと考えるべきだと思います。県の素案では、収納率の向上や医療費的成果の取り組みにあわせ、保険税の適正な設定等により計画的・段階的な解消が図られるよう、県と市町村が十分な協議を行った上で赤字保険者ごとに、目標年次及び取り組みを別途定め、平成35年度までに県内全ての市町村において、決算補填等を目的とする一般会計繰入を解消することを目指すとされています。

この町の保険税の収納率というのは、県の平均をかなり上回っています。だから、収納率とかということに問題はないと思いますし、いわゆる所得水準もそんなに高くないので、そういう部分でひっかかることはないと思います。ただ、医療費的成果の取り組みも必要ですが、今も一生懸命やっているのですが、それをとっても限界があると思います。一般会計から法定外繰入を解消するとなると、6年後に町の国保財政を維持するには、県のいう保険税の適切な設定、つまり引き上げるしかないと思うが、その点についてどう考えておられるのか答弁をお願いします。

それから第3回試算を国へ報告されていると思うのですが、報告の期限は8月31日だったと思います。試算結果の公表は市町村の判断に任されています。どのような公表の手段をしているのか、それは市町村のあれですが、第3回試算の結果と国へ提供した、実際の1人当たり世帯当たり保険税額の比較について、公表される考えがあるのかどうか、その2点についてお伺いします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、田代議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、堤体に対して変更計画等々を業者に許可することはないのかということですが、地元の同意のない現在の状態では、ないですということでございます。

それから2点目の、林発の意見・条件等どのように把握されているのかということですが、こちらのほうは林地開発等に関しましては、県の許可権限において行われていることでございます。ただ、当町といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、法定外公共物の占用等使用許可が必要ですよということを申し上げさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） まず、田代議員の再質問にお答えいたします。

平成27年度の決算ベースを基点として、今回、試算に入っておりますが、平成27年度の医療費が高いため、県下平均でも大変高いという数値が出ております。それで、平成23年から平成27年度の平均1人当たりの医療費を基礎に算出するとしております。

国の示す保険料収納必要額をEベースとして、市町村の判断により増減可能な項目を含むとしております。制度改正による影響を的確に判断でき、より公平な納付金Dベースで和歌山県は試算するとしております。医療費後期高齢者支援金等分、介護給付費それぞれの保険料（D）を、一定割合区分し、激変緩和については、1、自然増を3と、医療費水準アルファとして、アルファを1として試算するとしております。

そうした結果として、まだ試算結果については随時示されておりますが、まだ予行結果でありまして、金額の確定は、まだされておられません。9月末には県は、県のホームページ、そして新聞各社、そして議会、県の運営委員会もとよりですけども、そうしたことで間もなく公表されると思います。それで、紀美野町の収納率は96%。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） メガソーラーの計画については、発電所建設計画については、地元同意がない限り許可されることはない、言い切ってくださいましたので、そ

のことは。ただ、その姿勢というのは貫いてほしいと思います。

メガソーラー計画では、例えば15.39ヘクタールの用地に設置された4万4,000枚の太陽電池モジュールっていうのは、周辺住民への影響は、もう確信に起こると考えられますし、それから反射光の問題も、全然シミュレーションもされていませんし、今のパネルは随分よくなっているよといっても、反射光はないということはないと思います。

何より、それから6,600ボルトの中間変電所を10カ所と、2万2,000ボルトの高圧変電所を1カ所設置することになっているので、パワーコンディショナーに電流が流れれば、強い電磁波が発生するということが起こると思います。やっぱり、地域への影響はないとは言えないと思います。

それから何よりも、工事車両が出入りに伴う騒音や粉塵、交通渋滞などの深刻な問題がありますし、見た目も景観はなくなり景色はさま変わります。山に住む動物たちはすみかを追われ、近隣の人たちにあおられるということも予想されます。環境の保全というのは、県の環境管理課の担当なのですが、今回の開発に伴う住環境悪化の可能性からも、答弁の趣旨を今後も貫いてほしいということで要望になりますけど、要望あかん、ということです。

ちょっとこの国保の問題については、一般の皆さんはわかりにくいかなという、でも言っとかないと、今後、保険税がどうなるのかという、市町村は都道府県への事業納付金というのを納めるということになっていますが、これが100%義務づけられるのですよね、言ってきた額は。所得水準と年齢調整後の医療費水準を考慮して決められるということになっています。ですから、紀美野町の旧ただし書き方式による課税標準額の非保険者1人当たり額は、県平均よりも、いわゆる所得水準が低いのです。ゼロ歳から74歳の人口に対する国保の加入率は44%で、これも県平均が36.3%ですから高くなっています。

ただし、1人当たり医療費が、素案の中に示されている数字によると、42万8,000円で、北山村の46万9,000円に次ぐ県下2番目となっています。さっきの紙面では3番目でしたけど。この素案の中に示されている数字は2番目ということになっています。県平均が35万5,000円ですから、かなり上回っています。

一般的に、医療費が高い場合は、標準保険税率や納付金も高く設定されます、ということになっていますので、市町村標準保険税率というのは、実際の保険料を算定に使う

というものではなくて、いわゆるあくまでも参考ですよということですけども、都道府県にとっては、納付金を決めるために用いるもので、保険給付費等交付金医療費は、全額、医療費は交付されても、その分納付金が高くなるという仕組みになっています。標準保険税率というのはあくまでも参考であって、国のガイドラインでは技術的助言にすぎないとなっているのです。なっているけど、ですから賦課方式を含め、保険税率は市町村が独自に決定できるはずのものなのです、ガイドラインでいってもね。

ことしでなくなりますけど、もともと国保は所得に対する保険料、保険税の比率が他の医療保険に比べて高いという実情があります。2016年度の平均保険料負担率を見ると、国保加入者は平均で9.9%です。所得の9.9%です。対して、協会けんぽは7.6%で、組合健保が一番安くて5.7%になっています。町職員の多くが入られている共済組合は6%です。これから見ても、9.9%というのはかなり高いと。1980年の国保法改定で、それまで医療費の45%だった国庫負担を、38.5%に削減したことを皮切りに、自民党政権は国保に対する国の責任を、次々に交代させてきました。1980年代には57%だった総収入に占める国庫支出金の割合は、2012年度は22.8%となっています。我が町の国保に占める国庫支出金というのは、大体20%、24%までいってないと思います。だから、都道府県単位にするよという議論の中で、全国自治会の問題意識は高過ぎる国保料を何とかしないと、ということで協会けんぽ並みの保険料とするため、1兆円投入をとの要望が出されたのも、そのためです。

結局は3,400億円のための財政出動となって、これは現在の市町村、全国の市町村による一般会計の法定外繰入額3,900億円程度と言われていますが、それよりも下回ります。だから、現在の一般会計法定外繰入を全額維持したまま、新たな財源を投入しないと、国保の財政がよくなったということはない。

どうしてかというと、一般の保険料にこの町の、町債保険もそうですけど、事業者負担というのがあります。半分は事業者が負担するわけです。国保にはそれがないのです。だから、そういうふうの高い額になるので、やっぱり法定外繰入を維持していかないと、かなり難しいことになる可能性があります。ですから、一つは法定外繰入というのは、あくまでも違法ではありません。それは、介護保険についても同じです。ただし、国保はもう全国でほとんどの市町村が法定外繰入を行ってきたので、それはそのままずっと認められてきたと認めなって、それにクレームがつけられることがなかったという歴史がありますが、介護保険への法定外繰入は、先ほど県の非常に厳しい指導で、それをや

っている市町村もあるのですけども、やったら必ず指導が入ります。ですから法定外繰入は、再度、繰り返しますけど、違法ではないのだから、やっぱりこの状況を見ていたら、引き続き継続確保を求めていかないと、6年後、そして10年後に保険料を県下統一するということになっていますので、そのときには国民健康保険の特別会計の財政が成り立たなくなるというのは、今からでももう予想がつくと思いますので、そのことについてどう考えておられるのか、再々質問を終わります。

以上です。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の再々質問にお答えいたします。

今後、法定外繰入の削減と消滅することについて、紀美野町としてどうするかということですが、県国保特別会計において、原則として必要な資質を国保事業費納付金や国庫負担金等、国の財政支援措置の拡充と、県から保険給付に要した費用を全額交付する仕組みの中で、解消が見込まれるとしています。

平成30年以降、和歌山県全体の中の紀美野町として、収納率の向上や医療適正化の仕組みにあわせ、保険税の適正な設定とするため計画的・段階的に見直すことにより、解消を図るよう努めなければならないと考えております。

今後、国保運営委員会において、種々、お諮りいたしまして、例えば平成28年度決算において、一般会計繰入金1億7,201万円余し、そして、うち法廷繰入1億1,928万円、実質単年度収支1億760万3,000円、その差額1,167万円の法定外繰入を、平成30年改革後は、町独自に急激な税の上昇を補填するために、これを法定外繰入ではなく基金を充当しながら、激変緩和に充当してまいりたいと思います。

なお、本算定、間もなく公表されることにつきましては、数字は平成23年から平成27年までの平均でありまして、今後は平成29年11月末を算定基準となりますので、県は平成30年1月早々に納付金の標準保険税率を確定し、市町村に通知するとしております。

さらに、平成30年の改正後、各市町村が担う事務の効率化及び効率的な運営に関し、市町村ごとに事務のばらつきが見られる事項について経費削減を図るため、さらなる事務の共同化、事業処理の標準化も進めるとしています。そのために、国保データベースシステム代表される、健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、健康課題や保険事業の実施状況を把握し、保険事業の運営が健全に行われるよう、関係機関と努力して努めて

まいります。

以上です。

○議長（美野勝男君）　　これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君）　　改めておはようございます。

田代議員と重なる部分もありますが、通告に従って質問いたします。

まず1点目です。大規模太陽光発電について。

①として、希望ヶ丘団地堰河池周辺で、17ヘクタールの大規模太陽光発電の計画があります。地元説明会が6月24日に行われました。自治会の皆さんから、心配事などいろんな意見が出されましたが、業者いわく、町長にも挨拶に行ってお内諾を受けているという、水利組合とも話はついている。

進入路の私道部分については、地主の了承をとっている。進入路の電柱が、7月10日、12日、17日、18日とかけて移転をする。電柱を建てかえにきた作業員に聞くと、太陽光発電の計画があるからと言う。このように着々と準備が進められています。誤解はあったのかもしれませんが、内諾についての事実関係はどうか。

②として、希望ヶ丘では、まだ1回の説明会だけで、後の説明会の予定はありません。自治会では説明会を受けて、7月5日に総会を行いました。総論として反対となり、反対署名も263名集まり、8月17日に県に提出しています。町長は、県に意見書を出すに当たって、自治会住民の考えをどのように反映させるつもりか。

③として、業者と水利組合の協定書では、条件として、工事開始日より25年間とし、調整池の維持管理を含め3,000万円、調整池の下流水路整備費125万円、計3,125万円を水利組合に支払うとのこと。現時点で、10%分は、もう既に支払われています。残りの90%は、林地開発許可後、一括で支払うとなっています。

堰河池は、29年度、30年度で1億5,400万円をかけて、堤の改修が行われず。池の所有・管理は紀美野町で町民全体の財産であるのに、一水利組合が上の池を沈砂池（工事なし）堰河池を調整池に利活用してもよいという約束を、業者に与えることは可能か。

④として、17ヘクタールを造成すると、当然のこと、一度に水が出てくると考えられるわけですが、説明では、現状、毎秒5.86立方メートル、造成後、毎秒8.38立

方メートル、2時間で檜河池の水位が36センチ上がるという。檜河池でこれだけ水位が上がるということは、非常に小さい上の池はあふれると思われます。堤より下に民家があります。危険性について、役場はどのように考えるか。

2点目です。固定資産税について。

亡くなったおじいさん名義の土地があって、価値が下がって誰も欲しがらず、子供の代の1人が払っていたのですが、その人も亡くなって、配偶者の1人が数十年間、固定資産税を払っているという。それでも、年金暮らしでは、いつまでも払い続けるのが難しくなってきたという。名義人が亡くなって、次の名義人が確定していない場合、支払い義務は誰になるのか。

3点目です。観光資源の有効活用について。

ある人に指摘を受けました。紀美野町の生石高原で、ワンシーンが撮影された劇場公開映画「天地明察」が、全国公開される。また、大手コンビニエンスストアのCMでも、ロケ地に生石高原が使われている。ところが、地元紀美野町では、このような話が余り知られていないものです。このような機会を捉えて、もっと広く情報発信するべきでないのか。

4点目です。ヤエステについて。

「ヤエステ」、聞きなれない言葉ですが、もともとはライダーたちの挨拶の「イエーイ」が変化して、「ヤエーイ」と呼ばれるようになったもので、無事に事故せず相手の安全を祈る意味。そして、地元ライダーは、遠く遠方から来たライダーを歓迎する意味が込められているとのこと。

「ヤエーイ」という挨拶と、これに伴うステッカーが、全国各地で配布されるようになって、このステッカーを集めるためには、その場所に行かなければもらえず、全国を回るとのこと。非売品で無料で配られるものですが、配布には登録が必要とのこと。紀美野町の知名度を上げるために、ヤエステに参加してはどうか。

5点目です。駐車場整理のマニュアルについて。

6月26日開催の町民大学講座の日、駐車場整理でトラブルがあったと聞きました。その人が言うには、「会場に早く行くのは、いいところに車を置いて、いい席で受講したいから。長時間待つことを覚悟で行くのだ。だから、早く行った者が、いい位置に駐車して当然じゃないか」と。もし文化センターの席で、よい席に座ろうと思って早く行った方が、遠くの席に案内されたら苦情が出ると思います。それと同じことだと思いま

した。駐車場には、白線が引いてあって、どこに置いても通行の邪魔になることはありません。駐車場も、文化センターの椅子と同じだと思えば、気に入った席に座ろうと思えば、早く行くしかありません。このような話を、私が聞くということは、本人が納得していないからだと思います。マニュアルはどうなっているのか。

6点目です。老人クラブ連合会役員手当について。

町内には、行政に関係した幾つもの会があり、わずかながら手当が支給されています。ところが、老人クラブ連合会の会長には手当が支給されていないとのこと。役職を金銭で引き受ける人もいないと思いますが、ボランティア精神だけでは大変です。ますますの高齢化社会を迎え、老人クラブの役割が年々重要になってきて、役員さんも仕事量がふえてきていると思われるところです。この話は、役員さんから出た話ではなく、周りが見かねての意見です。町としての手当の支給について、どのような考えを持っているのか。

7点目です。ごみ集積ボックスの設置補助について。

「ごみを出したら、カラスなどに食い荒らされて困る。何とかならないか。」と、御意見をいただきました。全国的には多くの自治体で、ごみ集積ボックスの設置補助を行っています。紀美野町は、他の自治体に比べて有害動物が多いと思われます。自治会によって違いがありますが、必要などころには、ごみ集積ボックスの無料貸し出し、設置補助を行ってはどうか。

8点目です。公的施設の事後検証について。

町内自治会には、集会所、高齢者施設が多くあります。動木まがりやの児童館、高畑地区の急な坂の上の、高齢者ふれあい憩いの家などは利便性が悪く、なぜこのようなどころにと思ってしまう。当時の議会の賛同によって、建設されたのは間違いのないところですが、公費が使われているのですから、今後のためにも費用対効果を検証する必要があると思います。利用状況はどうなっているのか。また、他の集会所、公的施設についてもどのようなものか。

9点目です。防災無線について。

防災無線の必要性については、今さら言うまでもなく、以前も聞かせていただきましたが、総務課長は、「防災無線が聞き取りにくいと住民の方から連絡が入りましたら、専門業者とともに測定ポイントで音のレベルを測定し、問題があれば、機器の交換やスピーカーの方向調整等により対応してまいりました。」と答えています。スピーカーの

増設は財政的な負担から、方向調整で対応したいとも答えていますが、いまだに聞き取りにくいとの意見があります。私が思うに、役場は全町対象に実態調査をもっと徹底してすべきだと思うのです。

それと、聞き取りにくい場合は、フリーダイヤルで防災無線の放送内容を聞くことができるということを、何度となく周知すべきでないか。

10点目です。複式学級について。

以前、学校の通学区域として聞かせていただきました。今回は、違う視点で聞かせていただきます。

小川小学校が複式学級になっています。どのようなことでもメリット、デメリットがありますが、少人数ですから、多人数の中での人間関係の構築が経験できない。集団スポーツに制限があるなど、それでも一番の問題は、選択肢がないことです。これは、通学区にも絡んでくる問題ですが、保護者が心配されるのももっともです。

野上小学校と小川小学校と比べて、教育の平等な機会ということについて、どのように考えているのか。

11点目です。中高年のひきこもり対策について。

ネットニュースによると、ひきこもりの高齢化が進んでいる。現代の対策は、若者への就労支援が中心で、中高年への支援は十分とは言えない。親世代は年老いて、親亡き後をどう生きていくのか、切実な問題となっている。

ひきこもりは、国の定義では、社会参加せず、6カ月以上家庭にとどまっている状態を指す。内閣府が、15歳から39歳を対象に行った調査では、全国に約54万人いると推計されるが、40歳以上の実態は把握されていないとのこと。

中高年といえども、現役世代を家でひきこもらせておくのは、いかにももったいない。個々の家庭事情によって変わってきますが、まず実態調査を行い、社会参加への後押しができないものか。

12点目です。紀美野町の表層崩壊について。

全国的に異常気象による土砂災害が報じられています。想定外という話をよく聞くところですが。備えが徹底されていないことが多いように思います。

当町においては、警戒区域、危険区域、また流木は少ないと思いますが、被害が予想されるハザードマップは、住民にわかるようになっているのか。また、被害が予想される雨量などが発生した場合、避難指示はどのように通達されるのか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、全部で12点という中での第1点目の大規模太陽光発電についての御質問の1につきましては私から、2は産業課長、3、4につきましては建設課長から答弁を申し上げます。また、そのほかは、各担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

まず、第1点目の大規模太陽光発電についての内諾云々の話でございますが、これにつきましては、太陽光発電は再生可能エネルギーとして温室効果ガス削減等に寄与できる重要なエネルギー源と、国で位置づけられております。

檜河池周辺の太陽光発電計画については、業者及び関係者により事業の計画を行う旨の挨拶を受けております。しかしながら、議員御承知のように開発に必要な手続は、林地開発許可や県営ため池改修工事でございますが、これらの許認可は県であり、町の権限でできることではございません。したがって、挨拶にはみえられ、関係職員とともに話を伺った程度でございます。

よって、町に権限のない開発許可や地元承諾が必要な案件に関しまして、内諾は行っていないということでございます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) 私からは、西口議員御質問の1点目の大規模太陽光発電についての②及び3番目の観光資源の有効活用について、4番目のヤエステについてお答えさせていただきます。

まず、大規模太陽光発電についてですが、森林法に係る林地開発許可制度は、森林内の大規模な開発などによって、森林の持つ水源の涵養、災害の防止、自然環境の保全といった公益的機能が喪失し、住民生活が脅かされることから、森林法により、地域森林計画の対象となっている民有林地内で、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする

者は、知事の許可が必要となります。

事業者は、林地開発許可制度における許可申請を行う前に、開発しようとする区域を所管とする振興局長を通じて、県知事宛てに事前協議申出書を提出することとなっており、これは、事業者が予定している開発行為に対して、森林法以外の法令等について事前に把握するために設けている制度であり、平成29年3月27日に、事業者から県知事宛てに事前協議申出書が提出され、その後、3月28日に、県から町長宛てに事前協議について意見書の提出依頼がございました。

これを受けて、当町の関係各課において該当する法令等についての意見を取りまとめまして、4月13日に県知事宛てに意見書を提出したところでございます。この意見書につきましては、あくまでも森林法以外の法令等の有無などについて、事業者に事前に把握していただくためのものであり、その後、6月6日に、県から事業者宛てに、林地開発事前協議申出書に対する意見等取りまとめ表が通知されております。

なお、その約2カ月後の8月17日には、地元自治会である動木及び希望ヶ丘自治会代表の方が、海草振興局林務課を訪れ、県知事宛てに、関係者の署名を添えた計画反対の陳情書を提出されました。

事業者は、林地開発許可申請を提出するに当たり、開発行為によって直接的に影響が及ぶ範囲内の地元自治会や水利組合等、関係者の同意書を必ず添付することとなっておりますので、事業者が許可申請を行う際には、これらの地元関係自治会の同意を得る必要があることになり、それを解消した上で、森林法等の関係法令に基づいた和歌山県林地開発許可制度事務取扱要領の手続に従って、事務手続を進めることとなりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、大規模太陽光発電についての答弁とさせていただきます。

続きまして、3番目の観光資源の有効活用についてお答えさせていただきます。

豊かな自然に生まれ、展望に恵まれた紀美野町は、カメラの撮影や映画や動画のロケーションとして、若年層を中心にSNSなどで口コミが増加傾向であり、今後の可能性を期待しております。

これらの観光資源の活用については、映画等の撮影場所誘致や、撮影シーンをするため、和歌山県内全ての市町村と観光協会等が加盟する、和歌山県観光連盟の内部組織として、平成18年2月に和歌山フィルムコミッションが発足しております。

この団体の活動は、映画やテレビCM等の撮影が円滑に進むよう、県内のロケ地情報

の提供や各種手続の支援等を行っております。生石高原では、西口議員御質問の天地明察が平成23年8月に、セブンイレブンのジャパンスイーツ編のCMが平成24年4月に、それぞれこの組織によって、ロケ誘致に成功したものでございます。そのほかでは、平成24年10月には銀河鉄道の夜が、それぞれ誘致されました。

一方、和歌山フィルムコミッションとは別に、町に直接申し込みがあったものとしましては、人気ミュージシャンのET-KINGの合体の音楽プロモーションビデオ、ゲームソフトモンスターハンターのCM、韓国市場向けプロモーションビデオ等のロケが実施されました。

議員御指摘のとおり、これらの機会を捉え、それぞれの観光素材の発掘や観光資源のPRを進めていくことは、町にとっても大変、有効な取り組みであると考えます。

作品の公開日などの関係により、発信時期の制限のなど、制作会社と協議が必要になってくる場合がありますが、今後、ロケーション撮影などの実績などの情報発信については、町の観光情報として町のホームページや、町観光協会のホームページ等において、積極的にコンテンツを追加して発信してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、4番目のヤエステについてお答えさせていただきます。

西口議員御指摘のとおり、ヤエステはバイクブームだった1990年ごろに、ライダーの間で挨拶がわりに頻繁に交わされていましたが、近年、忘れられつつあるピースサインの交換を復活させようと、全国のバイク愛好者が集まるインターネットの掲示板で呼びかけがあり、2014年に有志によるステッカーづくりと無料配布が始まったと言われております。

ライダーたちの仲間意識を高めるためや、シールを張っていることがきっかけで知り合いになったりするための、そんなライダーたちのコミュニケーションツールとしても使用されているようで、多種多様なステッカーが生まれる中で、ヤエステッカーの公式ホームページで、作成に当たってのデザイン、制作方法、設置方法などのガイドラインが定めておまして、ヤエステッカーのサイトで認めてもらえれば、ヤエステッカーと名乗ることができるものです。

しかしながら、ことしの8月31日をもって、ヤエステッカーのサイトは閉鎖となり、メールによるサイト管理者への連絡と登録申請はできるようですが、今後の運営については未定であるとのことでした。

なお、9月7日時点で、不定期に配布している場所も含め、全国に26都道府県41カ所、バイクライダーが立ち寄るショップや道の駅で配布されているとのことで、SNSや口コミ等で情報発信されていると言われております。

行政や観光協会が主体となって、常設的にヤエステッカーの配布を行っている自治体はないようですが、山梨県の富士吉田市では、観光協会の役割を担っています一般財団法人ふじよしだ観光振興サービスが、平成29年4月に開催された桜まつりにて、限定的にヤエステッカーを配布したと伺っております。

現在、和歌山県内では設置場所がないということもあり、町の観光協会では町のPRや話題性、観光客の積極的な招致のために、紀美野町観光協会が主体となり、ヤエステッカーの推進及び設置に向けて検討する方向で進めておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) 私のほうからは、西口議員質問の1問目の太陽光発電についての3番目と4番目について、お答えをさせていただきます

まず、3番目の質問にお答えをさせていただきます。

海南野上土地改良区におきましては、水利権を有しております。水利権とは河川の流水、湖沼の水などを排他的に取水し利用することができる権利であります。また行政機関に対する私法上の債権としての性質を持つ権利でもあります。

したがいまして、権利の一部を売買、譲渡することが可能であると思われます。よって、今回の場合は、民衆交渉により協定されたものであろうと思われます。

ただし、この協定においては、内水面の権利に関する協定であって、下地の所有者は法定外公共物として町の所有となっております。法定外公共物の占有等使用許可申請には、利害関係人として各自治会長の承諾書の添付が必須となっております。町といたしましても、地元合意のないものについて許可をすることができません。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

続きまして、4番目についてお答えをさせていただきます。議員御質問の今回の計画に伴う危険性についてお答えさせていただきます。

6月議会の一般質問においても答弁をさせていただきましたとおり、県が実施している檜河池改修工事には、今回のような開発計画は考慮されてはおりません。

したがって、池への負荷をかけるという行為は非常に危険であるということは、言うまでもないこととあります。よって開発区域内で処理されるべきものであると考えております。

また、林地開発計画は県へ提出され、県が厳しく審査しチェックされるものと考えています。

以上、簡単ですが、3番目、4番目の答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、ただいまの西口議員の御質問につきまして、私の方から、二つ目の固定資産税についてのお答えをさせていただきます。

まず、御質問は、「名義人が亡くなって、次の名義人が確定していない場合、支払い義務は誰になるのか」とのことですが、次の名義人が確定していない場合とは、相続登記がなされていない場合のことを、議員が言われていると考えてございます。この場合、相続人全員が納税義務を引き継ぐこととなり、相続人全員の共有財産でござい

ます。

固定資産税を課税する上では、便宜上、相続人代表者届出書により、相続人が複数の場合、代表者を決めていただいて、その代表者の方に納税通知書の受領や納税をしていただいております。

今後、相続登記がされ、相続人が確定された場合には、その方が納税義務者となり固定資産税を納めていただくこととなります。御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長(湯上章夫君) それでは、私のほうから、西口議員の5番目の質問、駐車場整理マニュアルについてと10番目の質問、複式学級について、お答えさせていただきます。

まず、一つ目の5番目の質問でございます。駐車場マニュアルについて。

議員おっしゃる町民大学講座とは、6月26日の夕刻から、文化センターで開催いたしました清水 健さんの講演会のことでございます。2カ月ほど前から、広報及び入場整理券を配布し、皆様方の御来場をお待ちしておりました。

今回の講演は人気が非常に高く、多くのお客様が来場されると予想し、駐車場係員を数名配置、入り口付近では停滞させずに、後続車を停止させることなく駐車させるには、奥から手前に駐車いただくのがいいと考えました。

今回のお客様は、議員おっしゃるとおり、いい席で受講をしたく、早い時間からお越しいただいたにもかかわらず、前述の考えから同じように御案内しました。お越しいただいた時点では、他のお客様もいなく、停滞させる要因はありませんでしたので、お客様のお気持ちが理解できます。また、近くに駐車することに不都合はなかったと考えます。

今後は来場者の数を予想し、来場時間、混雑具合などを見ながら、気持ちよく、安全で、混雑しないよう、ケース・バイ・ケースで取り組んでいきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、10番目の質問の複式学級について、お答えさせていただきます。

現在、紀美野町で複式学級で授業を行っていますのは、小川小学校2学年と3学年、4学年と5学年です。

議員おっしゃる複式学級についてのメリット、デメリットはあると感じているところではございますが、小川小学校へ通学している児童の保護者の方から、学校の取り組みへの感謝の声も伺っております。

よく、複式学級では、教師の直接的な指導を受ける時間が少なくなるという指摘があり、これが保護者の方の不安感にもつながっているようです。

しかし、複式授業では、教師が直接指導をしない時間である間接指導の時間をどう学ばせるかを常に考えております。これは、通常学級においてもグループ活動やペア学習といった学習形態で行っており、決して教師による直接指導だけが授業ではないということを御理解いただきたいと思います。

特に、新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の主体的な部分では、子供たちがみずから学ぶ姿を重視しています。

また、大きな集団での社会経験などの場が不足という指摘もありましたが、小川小学

校では異なる学年との交流や、地域ぐるみで特色のある活動の取り組みを入れていることで、集団での経験を少しでも補うようにしております。

加えて、高学年では中学校進学を視野に入れ、野上小学校との交流学习も実施しております。

そして、何より少人数ならではの、児童一人一人に指導が行き届き、それぞれの個性や適性に応じた個別指導が可能であること、地域に根差した活動や体験が、地域ぐるみで行われていることなど、小規模校ならではのメリットも数多く挙げることができます。

最後に、教育の平等の機会につきまして、授業の指導内容については、学校の規模にかかわらず小学校の学習指導要領にのっとり指導が行われておりますので、教育内容に差が生まれることはございません。

議員御指摘のとおり、保護者の方の心配もよく理解しているつもりですが、少人数校などがメリットもあり、また学校の保護者及び地域の期待に応えるべく、日々、努力していることを御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私のほうからは、西口議員の6番目と11番目の御質問にお答えいたします。

まず、西口議員の6番目の御質問、老人クラブ連合会役員手当についてです。

老人クラブ連合会は、老人福祉法において、老人福祉を推進するための事業を行うものとして位置づけられており、公益財団法人全国老人クラブ連合会に所属し、その目的は仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることとされております。

そのため、ほかの自主団体と同様に、本町においては、老人クラブの役員に対する報酬の支払いは行っておりませんが、介護保険事業計画策定委員会等、町の主催する会議の委員を委嘱した場合は、報酬をお支払いしております。また、県内のほかの市町村においても、常勤の役員でない場合は、役員に対する報酬の支払いはされてございません。

議員御指摘のとおり、老人クラブの役割は重要であり、役員さんの仕事量は多く、今

後、老人クラブの理事会や総会において、役員の方々の負担軽減に向けた検討などについて協議を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、高齢者の方にとって、さらに魅力ある老人クラブとなるよう、今後も支援してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、11番目の御質問、中高年のひきこもり対策についてお答えいたします。

ひきこもりの定義はさまざまですが、厚生労働省では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」とし、平成16年の面接調査による推計では、20歳から49歳のひきこもり経験率は1.18%、ひきこもり存在率は0.67%で、約32万世帯としています。

議員御指摘の内閣府の調査は、「子ども・若者育成支援推進法」にのっとり、ひきこもりを初めとする、困難を有する子供・若者への地域支援ネットワークの形成促進につなげることを目的に、平成27年12月11日から12月23日の調査期間で、満15歳から満39歳の方5,000人と同居する成人家族を対象に実施されたもので、推計結果は、「普通に家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、いわゆる準ひきこもりが36.5万人と「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」と「自室からは出るが、家から出ない、または、自室からほとんど出ない」と言われる、一応、狭義のひきこもりと言われるものですが、17万6,000人で、合わせた狭義のひきこもりが54.1万人とされております。

さて、ひきこもりの実態調査についてですが、他府県等で関係機関の協力により調査の実施をされておりますが、実情の把握が困難な状態とも聞いており、本町におけるひきこもりの実態調査については、現状では困難と考えております。

なお、総合相談窓口である地域包括支援センターとしての保健福祉課であるとか、海南市とともに委託している障害者相談支援事業所などでは、件数としては少ないのですが、ひきこもりの御家族等からの相談に対応しているところです。

今後は、専門的な機関の指導を仰ぎながら、広報等により多くの方がひきこもりについての理解を深め、地域での見守り体制が充実することでなるべく早い段階での実態把握に努めるとともに、御家族や御本人からの相談しやすい体制づくりや、社会参加への支援を行えるような体制づくりを進めていきたいと考えますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) 西口議員の7問目の質問にお答えいたします。ごみ収積ボックスの設置補助についてです。

ごみ収積ボックス設置補助についてお答えいたします。平成28年3月、紀の海広域施設が完成し、長期的に安定したごみ処理が可能となりました。広域処理を実施するに伴い、町が収集するごみは、指定ごみ袋は粗大ごみ切符によるもので、種類別に分別し、1収集日に3袋、また切符となっております。ごみの減量化に御協力をお願いしているところでございます。

議員御質問の収積ボックスにつきましては、班単位で、既に設置している地域もでございます。また、ごみネットを定期的に購入して、ごみの資源化と散乱防止、環境美化に努め、ごみの収集の円滑化及び省力化に御協力いただいております。

議員御提案の集積ボックス設置補助につきましては、現在、町内に集積所は約1,300カ所、そのうち、小規模単位から10件以上のステーションもでございます。また、地域により収集日には2種類の袋等が収集可能となることから、集積容量も400リットルのボックスで、約10袋と見込みますと、相当大きなボックスが必要と思われれます。個々のごみの減量も必要であり、個々の協力も大変重要と聞いております。

ボックスを置くメリットは、環境美化等、さきに申し上げたとおりでございますが、地域の皆様の清掃当番を含めた管理とボックス周辺への不法投棄が問題になっております。

もう1点、期間限定含めて、役場が何基か購入して、無料貸し出しをしてはとの御意見につきましては、地域の設置条件等を含め、また、有害鳥獣対策は年間を通しての事象であるため、貸与では対応できないものと思われれます。

なお、本町では、生ごみ処理機やコンポストの購入補助金も引き続き推進しています。平成19年より、日常的なごみ出しが困難な方で、一定の条件を満たす方については、町内指定6施設、(本庁・支所・福祉センター・真国・小川・長谷毛原各出張所)に登録ステーションを設け集積ボックスを設置し、家庭ごみ特別ステーションの制度を運用している現状でございます。

今後は、設置補助金について、補助基準作成の問題等、近隣市町村の状況等を調査す

るなど研究・検討を進めてまいります。人的整備の問題や効率性の問題も考慮いたしまして、紀美野町に一番適した制度の構築に努めてまいりたいと思います。

簡単ですが、御説明とさせていただきます。

(住民課 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 私からは、西口議員の8点目の公的施設の事後検証について、それから9点目の防災無線について、それから12点目の紀美野町の表層崩壊についての御質問にお答えをしております。

まず、西口議員の8点目の公的施設の事後検証についての御質問にお答えをします。

地域コミュニティーの場として利用されている地区集会所等は、町内に71施設ございます。町民の方々が連帯意識を高め、健康で文化的な生活を送っていただけるよう、町が設置しているものであります。

これらの施設の建設につきまして、場所を初め、部屋の大きさや用途に至るまで、地域の集会所建設委員会の皆さんとも十分協議を重ね、住民の方々の要望を最優先に進めてきたところであります。

これらの施設におきましては、地区の集会所を初め、伝統行事、健康維持活動の地域サロン事業、カラオケ大会などの娯楽の場などに利用いただいているところであります。

管理につきましては、区長様を代表とする地区に委託しているところでございまして、役場において開催回数や参加人数などの利用状況は把握しておりません。

地区集会所等は、地域の方がコミュニティーの場としてなれ親しんでいる大切な施設でございますので、今後とも地域住民の意向を尊重し、対応してまいりたいと考えています。

次に、西口議員の9点目の防災無線についての御質問にお答えをいたします。

防災無線についてですが、同じ地区内であっても「聞こえにくい」という御家庭もあれば、「うるさいので音量を下げてください」という御家庭もございます。

以前、御説明させていただきましたが、木造で窓の多い家などは音が通りやすく、鉄筋の重厚な建物や窓の少ない気密性が高い建物は、音が通りにくいものでございます。また、スピーカー側に部屋や壁の多い家につきましても、聞き取ることは難しい傾向にあります。

議員御質問の、町全体に実態調査をもっと徹底してはどうかとのことですが、音達調査は、防災無線柱の保守点検のときに行っておりますが、御家庭の中まで調査することはしておりません。

町といたしましては、数年後に、防災行政無線の改修を考えているところでございます。その際、情報の伝達の新たな技術面や財政面などについても十分検討し、これらの問題を少しでも解消すべく、当町にとって最も適切な設備を導入してまいりたいと思っております。

なお、それまでの間は、随時スピーカーの方向調整や出力の調整等により対応してまいりたいと考えております。

また、フリーダイヤルの周知につきまして、各家庭にこのようなシールをお配りしております。防災行政無線電話対応システム、フリーダイヤルで0120-2430-99でございます。毎年、広報紙などに掲載しておりますが、まだまだ、周知不足のようでございますので、さらに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

最後に、西口議員の12点目の紀美野町の表層崩壊についての御質問にお答えをいたします。

現在のところ、紀美野町では、土砂災害のハザードマップは作成してございません。

土砂災害ハザードマップとは、和歌山県が土砂災害危険区域等を指定した地図に、避難所や防災に係る重要施設などを落として作成する地図でございます。土砂災害危険区域に指定された地図が基本となります。この指定につきましては、和歌山県が調査を進めているところでございますが、まだ終了しないとのことでございます。

当町におきましては、住家のある地域の指定が完了次第、ハザードマップを作成する予定にしておりました。しかし、相当年数がかかるということでございますので、現在終了している情報をもとに、近いうちに策定を開始してまいりたいと考えております。

また、土砂災害における避難勧告等の発令についてですが、判断基準は、マニュアルを参考に、今後の気象情報からの内容を含めて総合的に判断し避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令することにしてございます。

土砂災害は、非常に予測ができない災害でございます。また、表層崩壊は、物理的に防ぐこと自体困難でございます。土砂災害から身を守るのは、やはり早目の避難です。

今後は、できるだけ早い時期にハザードマップを作成に取りかかり、全戸に配布する

とともに、自主防災組織等の訓練や研修を通じ、早い時期での避難を心がけることを、さらに周知してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。再開は10時55分からとします。
休 憩

（午前10時41分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時55分）

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 1点目の1として、町長は挨拶に来てくれたと。業者が挨拶に来てくれたと、それは多分そのぐらいの話やったと思うのですが、私、自治会の総会で、ちょっと一説には、もう1年以上前からそんな話があると言う。えっと聞いたけど、そんなような話。だから、実際に町っていうのは、いつごろから把握してあったのかなと。この挨拶が、先ほどの話では、29年の3月に、その業者っていうような話やったけど、だけどもっと古い時点から、そういう話はあるということ聞いたけど、だからそれがどうなっているのかなと思っているけど。それと、内諾っていうのは、多分それは、ただの挨拶で終わったものやろうとは思いますが、ただそのときに、当然、池っていうのは水利組合の話云々は別として、その池は役場の持ちものですよっていうことを業者に伝えていたら、こういう話は進んでこなかったのではないかなと思うわけよ。だから最初から、それは調べんのは向こうの勝手やけど、水利組合の許可はとっている、けどその水利組合の池っていうことについては、役場の持ちものですよっていうことを、先に業者に伝えていたら、そういう問題もなかったのではないかなって、その辺はどうなっていますかね。

それと、1点目の2として、その決定権は当然、県にあるという。たとえ地元が反対しても決定権、原発なんか見てもそういうふうに思います。当然、地元がどういうふうにしたところで、決定権が県にあるのはわかるけど、行政の基本っていうのは、民のいかに反映するかということから思うけど、その心配事の解消っていうのですかね、もし、こういうふうがこの話があって、実際には電柱も建てかえて、そういういろんなこ

とが勝手に進んでいる。だから、そういうふうに住民サイドとしては、どうなっているのかなとこういう心配する、当然のことながらね。だから、そういう心配事の解消については、どのように考えているのか尋ねたいと思います。

それと、1点目の3です。協定書というのが、現実には業者と水利組合との間で取り交わされています。その中で、現実には現時点で10%分を払っていると。だから、県の許可がおりれば、残りの90%払いますよと、こういうふうな話になっているけど、協定書については。

ただ、この協定書の中に、上の池を沈砂池として、区長の自治会長の許可があればというふうな、先ほどその説明にあったけども、自治会長が許可しても許可しなくても、池を沈砂池に使うということについては、そんなこと認められないような気がするけど、普通に考えてこの協定書には、現実には上の池を沈砂池に使うということを、協定書では水利組合と協定書が結ばれている。だけど、そういうことはあってはならん話ですよ。だけど、現実にはその協定書には、使われるとなっているわけよ。その協定書の6条に、505番地檜河池を調整池及び沈砂池、工事なしとして利用することを承諾し、とこういうふうになっているということについては、水利組合がこういう協定書ができるのかどうかっていう部分について、疑問に思うわけよ。だから、協定書、当然、町も見ていると思います。その協定書を見たら、当然、水利組合に対して、町としては協定書でき上がっちゃったとしても、何らかのアクションがあっただけでしかるべきなので。当然、こんな協定書は認め、あつたらおかしい協定書になっている。だから水利組合に対して、町はどういう対応をしたいのかって、その辺を確認したいと思います。

それと、1点目の4として、この檜河池の面積が5万7,909平方メートルという。上の池が6,885平方メートル。これ、単純に計算しても8倍それ以上という形になります。だから、下の池が36センチ上がるということは、上の池はもうメートルという単位になる。そういうことあつたら考えられないけどね、もうそうなった場合、当然のことながら、堤の崩壊とかっていうことも起こり得るかなと。堤のほうが民家の前の道路より高いわけですわ。だから、こんなんがもし万が一、どういう形であつて進んでいっても、その上の池の堤が高いっていうことは、認められやないし。だから、それについてはどんなふうを考えているのかなって思うわけよ。

だから、それはできやんかったらかまわない。できなかつたら、町が許認可を握っているのなら問題ないと思うけど、県が許認可について握っているということについて、

そういう心配が起り得るという。だから、それはそういうことも含めて、当然、県に意見書っていうのは出しておるとは思うけど、どのような形になっているのかなって、その辺が全くわからなくて、ちょっと不安に思うという。だからその点について、答弁願いたいと思います。

それと、まず2点目です。私が聞きたいのは、おじいさん名義の土地があって、おじいさんの、亡くなったら当然、子供の代で相続をする。相続の手続がしてなくても、代表者を決めて、その人に相続をしてもらうという。ここまではわかるけど、その人が亡くなったときに、その次の手続ができていいのかどうかという、こういうことを心配するわけよ。現実問題として、おじいさんが亡くなって、子供の代の誰かが同意書をもって、固定資産税を払うことに同意してくれる。ところが、その息子さんのうちの誰かが亡くなったときには、その配偶者に当然、同意書も何もなくて来ているから、だからどういう場合はどうなりますかっていうことを聞いているわけですよ。

この間、一説によると、日本中でそういうふうに所在がわからない土地が、九州の面積ぐらいあるという、そんな広大な土地があるって、そんなことが考えられないわけやけど、だけど、そういうふうなことが報じられました。だから、紀美野町においてはそういう形でちゃんと手続できてあつたら、絶対そういうことはないわけやしな。だからその点についても、紀美野町ではそういうふうな所有者不明っていうのはあるかないかと、それとこういうふうに手続がきちっと踏まれてない場合、その支払い義務っていうのはどういうふうになっているのかなと、こういうふうな疑問が起こって当たり前なんよ。だから、その点をもう少しわかりやすく説明願いたいと思います。

3点目です。この生石高原で報道された、ロケ地で使われたという。ところが、最近でも志賀野地区で、同僚議員のお父さんがテレビで放映されたという。だけど、そういうのが、全くこっちが知らない。町内でいてもわからないということが問題やと思うわけよ。せめて、もっとそういうふうに広報なんかで発信することは、十分時間的に可能やったはずですよ。だからそれが、それはもうきょう放送されて、今週ロケに来てそうしてすぐに放送されたので、時間的余裕がなかったっていう、これはしゃあないと思うで。だけどそうじゃなくて、ある程度、前もってわかるのであつたら、もっとやっぱりそういうことを利活用すべきだろうと、こういうふうに思うんでね、もうちょっと真剣に取り組んで行くべきだろうと、こういうふうに思うけど、その点、再度の考えを求めます。

少し飛びまして7点目です。ごみの集積箇所が1,300個あるという。だけど、その全部が全部欲しいということは考えてないと思うわけですよ。だからまず、実態把握ということ、簡単な話や、区長さんをお願いするか、それとも回覧で回しても、この辺やったら要るよとかそういうことが、簡単に把握できると思います。だから、まず実態把握をして、それでサイズについてもどのぐらいのものが要るとかって、全部が統一でないに決まっているし、戸数が違うらしい。だから、そういうことを考えたら、まず把握するということからやるべきやろうと思うのですが、その点について、再度、説明をお願いします。

8点目です。公的施設のその利用状況については、把握していないという。これ、確かに建てる時は、議会の承認もあって、それは認めたものであろうと思います。だけど、普通に考えて、建てているときは、皆、世代的にもう何十年も、当然、施設という建物は、何十年も耐用年数があるべきでしょう。そうしたら、当然、将来的なことも含めて、地元の事情っていうのは、もう高齢者ばかりになってくることも考えられる。だから、そうなったときに、さて、実際に使えるのかなって、こうなってくると、せっかくの公費を使って建てたものが無駄になってはいかん。やっぱり、できるだけ有効利用できるということが前提であろうかと。だから、その利用状況を把握してないって、これではやっぱり、ちょっとどうかなって思うわけよ。こんなあり方があって、ええわけないでしょう。

やっぱり最初の当初の目的が、こういうことに利用したいということで目的があって建てて、そしてそのとおりに利用できているかどうかということも、また事後検証ということが絶対必要です。だからそれも、その単年度っていうこういう形じゃなくて、やっぱり長期、将来的にもこの人口がこんななってきたら、利用できやんようになるかもわからんと、こういうことまで含めて、やっぱり事後検証しなかったら、次の何かをもし建てたいと思ったときに、それを生かさないわけにはいかないでしょう。だからやっぱり、そういう部分がちょっと足ってないのではないかな、こういうふう思うので、その辺の取り組みについて、再度、説明をお願いします。

9点目です。防災無線のという部分。それは数年後には、全部やり直すということもあるのかしらんけど、実際にはこれだけ緊迫した国際情勢ですよ。いつ何時どんな形で防災無線を利用せんなんかもわからん。そういうことがちゃんと聞こえていたら、行政がそういうふう放送してくれるから、何の心配も要らんねと、少しでも安心になると

いうこういう部分があつてしかるべきなので、防災無線なんてそのためのものでしょう。だけど、それがいつ改善されるかわからんという形のあり方では、ちょっと問題かなと思う。やっぱりまず、その実態把握っていうのは、それこそそんなに難しいわけじゃない。まず、やろうと思えば簡単に、各戸に回覧版で回すなりアンケート回すなり何なりしたら済むことやしな。だから、そんなに時を置かなくて把握することは可能なんじゃないかなと、こういうふうに思うのですね。

それと、電話で防災無線の内容が聞けるという、確かにそれはそうかもわからん。前に、そのステッカーもらって、それを電話のところへ張っておけよというやつをもらいましたけど、だけど、それが1回そういうふうに配ったから、町内全部もう行き渡っているぞという、こういうふうな考えでは、年寄りばかり相手、割と高齢者が多い中で、そんなことがどこまで周知されているのかっていう部分、これがね、だからやっぱり、ああもうくどいよっていうぐらいに、やっぱり周知の徹底を図るべきだと、こういうふうに思います。だから、その点についての再度の説明を願います。

それと、まず10点目です。私、これ質問要旨にも書かせてもらってあったけども、どんなことでもメリットある、デメリットもある、これは当然のことですよ。だから、複式学級についても、その置かれている現状の中で、一番いい状態で運営されているなど、これはわかるけどね、ただ、それは本当に複式学級がよかったら、こっちの本校であつても複式学級にすりゃいいでしょう。けどそうじゃなくて、本来はそうじゃなくて1年、2年、3年とこういうふうになっているからですよ。なっているというのは、そのほうがいいから、そういうふうになっているであろうと思うのですよ。

けどそれと、普通は教育っていうのは子供の一生でしょう。それも、その人生を本当に左右するものやと思います。だから、私たちっていうのは、当然、保護者と、当然その心配事っていうことについては、共有すべきだと。保護者が心配、当然のことやけど、自分らでも他人事じゃない。行政に関わっている者にとって、やっぱり保護者とそういうふうに、その心配事を共有する義務があるわけでしょ。だから、そんなふうに考えたときに、保護者の理解の、まだそういうふうに徹底されてないから、私らがこういうことを聞くのですよ。だからかわりにこれ、ちょっと行って聞いてくれよと言われんのは、やっぱり保護者の理解がそういうふうに徹底されていないから、こういうことを聞かせてもらって、それは議会で1回聞いてみるわよって、こういうふうな話になります。だから、やっぱり一生というふうに考えたら、一生の人生を左右するというこの教

育については、もう少し真剣に取り組む必要があるのではないか、こういうふう思うので、再度の説明をお願いします。

1 1点目です。当然、今の時代がそうなっているのかもわからん。20歳を回って、昔であったら働かないと食べていきにくい時代やったけども、今は確かにそういうふうに、働かなくても何とかいろんな施策があって、何とかなっているのかもわからんけど、ただその15歳から39歳までは把握しているのに、それから向こうは把握していないということが、ちょっと同じやり方でできないのかな。それともやっぱり、世間で言えば現役世代やしな、だから何とか手を差し伸べて背中を押してでも、社会参加ができる方法があればいいのにと、こういうふう思うので、何とかいい方法って、それは難しいからこういうふうになっていることは確かやけど、何とかしなかつたらいかにももったいないという。それはきっと、親御さんもそういう心配をしていると思います。だから、何とか行政で後押しできやないものか、いい方法っていうのがないものか、再度、尋ねたいと思います。

1 2点目です。ハザードマップというのは、まだ現実に町単独では何もなっていない、県が調査しているという、こういうふうな話やったけど、川とか何とかっていうのは、はたから見ても川の水がふえてくる、これやったら危険だなというのは、ある程度の予想はつくわけですわ。だからそんなに、雨が降って川の水がふえてきた、これは逃げやないかんかって、こういうことは、たとえ防災無線で鳴らしても鳴らさんでも、ある程度の予想はつく。だけど、斜面に山に含まれた水分ということについては、見た目には全くわからない。そうなったときにある程度、この地域は危険地域っていうことを、前もって地区の人に、逃げる体制っていうことを知らせてこそ、初めて安全が確保できるかな、こういうふう思うのですよ。だから予測がつきにくい、確かに雨が降ってどのぐらい含んでおるかわからん、予測がつきにくいっていうのは、これは役場から見ても、確かにそうかもわかりませんが、川の水と違って含まれた水については予測も、それこそ今みたいな異常気象がしょっちゅう起こっているという状態の中では、だからやっぱり、こういうふうな災害ということについての予想が立たない、見てわかりにくい予想については、特に何とかしとかなきゃいけないと思うんですけど、その点について、再度の答弁、求めます。

○議長（美野勝男君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）

西口議員の1問目の1点についての再質問にお答えをした

いと思いますが、いつごろからと、それから池は町のものですよと伝えたら、このようにならなかったのではないかとということでございますが、これにつきましては、あくまでも水利権ということがございまして、もう既に、私とこへ来るときには、業者はもう知っていました。そんな中で、挨拶に来られたということでございます。

これについては、具体的な図面も何もなしに、そんなのやってもいいよと、やっては悪いよというようなことは、これは私見にかかわることなので、回答はできません。

以上です。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

まず、1番目の②につきましては、町は議員御理解のとおり、許認可を行う立場では、今回の件についてはございません。林地開発許可制度につきましては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4要件及び地元関係者の意向を厳しく精査し十分に反映し、県に意見を伝え、地元の実情を県行政に反映して、適切な判断材料としていただくように求めていると思います。それに係る心配事の解消につきましては、町のほうで事実確認をした上で、関係各課や県と協議の上で、解消に努めていきたいと存じます。

続きまして、3番目の観光資源の有効活用についてなんですけれども、今回、ちょっと連絡もするのがおけているのですけれども、作品の著作権の関係など公開日の関係により、発信時期の制限など、制作会社と協議が必要となってくる場合がありますけれども、そういった情報につきましては、積極的に情報発信することにより、紀美野町内への旅行動機を喚起することで、収容促進、滞在時間の延長につなげ、集客の拡大を図るべく積極的に取り組んでいきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の1問目の3番目と4番目の再質問にお答えをさせていただきます。

協定書、沈砂池として使用している水利組合に、どのような対応をしたのかということでございますが、民民による、先ほども申し上げましたが、契約であり、町は一切この契約には関与はしてございません。ただし、これがわかってから、水利組合には意向を聞いてございます。

以上、3番目の答弁とさせていただきます。

それから、続きまして4番目の再質問の答弁でございますが、上の池の堤が高いということは認められないということであったと思うのですが、全体の計画はあくまで、先ほども産業課長が申しあげましたとおり、林地開発の許可でございます。その許可をおろすのに、それぞれの法律や条例に基づいたものをクリアしなければなりません。その一つとして、町の中には法定外公共物の、当然、許認可というものもございますので、それを意見として挙げてあると。すなわち、全てをクリアしないと県の許可が通らないということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、私のほうから、2点目の固定資産税についての再質問にお答えをさせていただきます。

まず、一般質問の内容の中に、おじいさんが亡くなって、子供の代の1人が払っていた。その方が亡くなって、その配偶者の1人が十数年間、固定資産税を払っていたということでございます。御質問の中には、またその方が亡くなられた場合、どうなるかということでございます。

まず、名義人が亡くなった場合、いわゆる納税義務の承継というのがございます。地方税法で定められてございまして、相続のあった場合には、その相続人が被相続人に課されるべき地方団体の徴収金を納付し、または納入しなければならないということで、相続人がそれを引き継ぐということになってございます。

続いて、この御質問の中では、果たして子供さんの1人が払っていたということでございますが、子供さんが何人いらっしゃるのかということが、ちょっとわからない状況でございます。かつ、それぞれいろんなパターンがあると思いますけれど、まず町といたしましては、先ほど説明しました相続人代表者届出書というのを出していただいております。これにつきましては、相続登記、相続人、相続登記が完了するまでの間については、地方税法で定められてございます、何人か相続人がいらっしゃいますので、その中の納税義務者のあくまで代表となること。また、代表者となっていただくことで、その徴収及び還付に関するそういう書類であるとか、そういうのをお届けさせていただく方を決めていただくということで、届け出書をいただいております。

現実には、この配偶者の1人がお支払いをいただいているということは、そういうこ

とを御理解いただいて、相続人の中の代表者として税金を納めていただいているというふうに考えてございます。基本的に役場のほうでは、先ほど、今、説明しました代表者届出書によって、その方に納税通知書などそういうものを送付させていただいております。

この届け出につきましては、法律上の意味というのは、余り持たないと考えてございます。あくまで固定資産税を納めていただく納税通知等々を送付する方を決めていただいているということでございます。代表の相続人の届け出をしたからといいましても、土地を相続したことではございません。固定資産税の支払い義務も、そのお一人が背負ったわけでもございません。支払い義務というのは、相続登記は完了するまでの間、相続人全員が法定相続人に応じて、支払い義務を背負っていると考えてございます。

当然、相続人の中でも法定相続人等々で、順位が当然でございますが、この方、御質問の中で子供さん、いわゆる亡くなった方の子供さんっていうのは、例えば何人いらっしゃるのか、その子供さんが全部なくなっておって、亡くなっておるけども、次の子供さん、いやまた孫さんというふうな形でいらっしゃるのかどうかというのは、ちょっとこの文章ではわかりかねるところがありますが、個々によっていろんなパターンがございしますが、基本的には代表者届というのをいただいた中で、納税をしていただいているということですが、あくまで代表者の方がお一人で納税するのではなく、例えば相続人から、皆さんからいただいて、代表してお納めいただくという形でも結構かと思えます。御理解を賜りたいと思えます。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

実態調査をしてはということですが、現状では、年間何件かの区長さんより問い合わせがございします。そのときは、住民課としては各地域において、責任を持って自治の資金、または班単位の負担金でお願いしたいと伝えております。

と申しますのも、個人の直近の道先に出されている方もございします。また、それでもまだ自宅前に出すことが困難な方もございします。実態調査をするのは容易かと思えますが、このような高齢化が進展する中で、ごみ収集の問題に限らず他の公的支援のあり方等についても連動して考える必要性もございします。厳しい財政状況の中、各種公的支援においては、ある程度限界もあるかと考えております。

なお、私どももごみについては、大きな課題として受けとめておりますので、今後、

引き続き議員の御指導、お力添えをいただきながら研究してまいりたいと思っております。御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 西口議員の再質問、8点目と9点目と12点目について、お答えをさせていただきます。

まず、8点目の公的施設の事後検証について、役場が回数とかそんなのは把握していないのではという御質問であります。確かに役場においては、その利用状況等は把握しておりませんが、地区においては、この利用される方の申請といいますか、いつ、どういう目的で使うという、使用簿が残っております。今後は、その使用簿等を見せていただいて、西口議員おっしゃるとおり、将来的なこととか老朽化、いろんなことございまして、また有効利用ができるものであれば、そういうものも把握していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから9点目の防災無線、これについてお答えをさせていただきます。

防災無線、新たに美里地域では、もう既に10年以上たつておると思っております。野上区域に至っては、もう20年以上たつていると思うのですが、以前に比べれば、やはりその防災無線、聞き取りにくいというのは、件数は減っております。ただ、また家が建つなどであるとか、木が大きくなったとかそういう環境いろいろございまして、そういう場合は聞き取りにくいよってという連絡が役場にも入ります。そういう場合は、いち早く駆けつけまして、対応をまいっておりますので、今後もそれを継続していくつもりでございます。

また、ステッカーですね、防災行政無線のこのステッカーについての周知でございますけれども、これにつきましては会合なり、あるいはまた広報なり、そういうところにも積極的に周知をまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

それから、12点目の山に含まれた水で表層崩壊とかが起こる、それをどのように知らしめるかという、これは非常に難しいところであるということでございまして、町内に約1,000カ所、危険な区域があるようございまして、そして県は今、65%ぐらい進めてくれておるのです。ですから3分の2ぐらいのところは、指定されているという状況でございます。

家の裏が山であったら、もう危険であるという認識をしていただくのが一番いいと思っております。ですから、私どもはやっぱりもう、家が山手に近い、山の中腹とかいろんなと

ころで山に近ければもう、危険箇所であるということをご認識していただくよう、町民の方には周知をしてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） それでは、私のほうから西口議員の10番目の中で二つ、複式学級のメリットがたくさんあるので、ほかの学校でも全て複式学級にしたかどうかという1件と、もう1点は、保護者の方々がお子様を思い、心配することが多々あるので、それを理解されていないのではないかということでございます。

まず、1点目ですけれども複式学級、まず、小学校の学級編制でございますが、まずは単式学級、人数により単式学級で運営するというのが第一でございます。人数が非常に少ない状態になりましたら、複式学級での運営も可能であるということが2点目、候補としては2点目になります。ですので、現状は人数がございましたら、まず単式学級で行い、人数が余りにも少ない、偏りがございませうというときには複式学級で運営していきたいというのが現状でございます。メリット、デメリットはあると思っておりますけれども、複式学級でのデメリットと思われるところをできるだけ解消したく、いろんな形式で学習に取り組んでおります。

2点目の、子供さんの心配事を保護者の方がなるべく理解されているかということでございます。保護者の方々がお子様を思う気持ちは、いろんなことが多々ございませう。いいこともあり、悪いことがあるということが、まず気持ちの中で先出てきますので、その全てを御理解いただくというのは、なかなか難しい部分がございます。現在では学校及び育友会の方々と連携してございませう、その中で、こういうことが起こりましたらまずは育友会、また学校のほうで心配事であったり、課題であったりというのが取り組まれまして、総意とか大きな決定とかになりましたら、また学校を通じて教育委員会等へもお話があると思っております。現時点ではそういう点からいいますと、総意的には御理解いただいて、個々の心配事はあるかと思っておりますけれども、その点は全て、私たち教育委員会、また学校から御理解いただいているかということには、全てオーケーだということは申し上げられないところがございます。今後、育友会、学校と連携いたしまして、その点に真摯に向き合っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私からは、西口議員の再質疑、11番目の中高

年のひきこもり対策についてです。

今、西口議員の再質疑は、40歳以上の把握ができてない、その現役世代に社会参加できる何らかの後押しが、行政でできないかということであったかと思います。

和歌山県内では、ひきこもり支援の核とする機関がございまして、和歌山市のビッグ愛の2階に、県の精神保健福祉センターというところがありまして、その中に、ひきこもり地域支援センターというのがございまして、そこが核となって、関係機関の連携強化とか、ひきこもり支援に必要な情報発信、また、一時相談窓口の充実、人材育成を行うようになっております。ただ、本町におきましても、先ほどの繰り返しになりますが、ひきこもりについての普及啓発を徹底し、現在行っております、地域包括支援センターとしての、総合相談窓口の保健福祉課の周知をさらに重ねまして、皆様方からお気づきがありましたら、総合相談窓口へ相談とか、お声をかけていただけたらと考えております。また、そのような相談があれば、先ほどの関係機関や保健所など多くの機関と連携しながら訪問などにより、個々への対応をしていって、ひいては社会参加につながればうれしいなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 1点目の3として、民民の間で協定書に参加、入っていけないという、民民のそのね。だけど、意見書には当然のことながら、里道水路（樫河池を含む）ということについては、建設課と事前協議を行うという、こういうふうな部分があります。ということは、当然、協定書についても事前協議に参加できるのではないかなって、こういうふうな疑問が起こるのですよ。

それと、協定書を実際にはこういうふうな水利組合とか、もう協定書でき上がった状態で、役場が見せてもらったりしてないでしょう。それを受けて、水利組合に対してどんな指導をしたのだということを聞きたいわけよ。本来は、この協定書っていうのは無効ですよってなるのか、それとも現実問題としてこの協定書ができ上がっている、協定書ができ上がっていて、その後で、水利組合からこういう協定書聞きましたという。だけどそれはおかしい、こういうことがあってはいかんわけやしな、だから、そら相手は一般の人であって協定書に詳しくないのかもわからんけど、だけどそういうふうなことを、ちょっと問題あるような協定書を勝手に判こつかないでくださいねとか、そんなことの指導があつてしかるべき。こんなことが勝手に走り出したら困るわけやしな。協定

書というのが勝手に、もう現実問題としては、水利組合の判こがつかれています。だけど、そんなことがあってはいかんことで、現実にはあるということがね。そんなのを考えたら、ちょっと問題があるのかなって、こういうふうに思うけど、現実にこういうふうに協定書ができ上がっているということについて、これを水利組合に対して、どんなふうに指導したんよっていう、そういうところにやっぱり疑問が残るわけよ。どんな形でこの協定書ができ上がっている、現実問題、協定書に判こがつかれている、水利組合の役員さんが。だから、そんなことがあってはいかんわけやけね。今後、こういうことが、そらそんなにたびたび起こるとも思えへんけど、だけどこのままほっといて、またこういうものが出てきたら、大変困るわけやしな。だからこれがもし、前もってわかっていたら、その業者に対しても、業者も電柱の建てかえもしないかもわからんし、いろんなことにいっぱいお金使っていると思います。だからこの協定書の時点で、何とか手を打てば、何とかならなかったのではないかなと、そういうふうにお互いに、双方の被害が少なく済むのではないかと、こういうふうにするので、再度の答弁を求めたいと思います。

固定資産税、2番目の質問の固定資産税の中で、まず、その確かに私、子供が何人いるのかってという話は個人情報にも絡んでくるといかんから、そういうことは一切しなかったですね、だけど最初の所有者が亡くなって、その子供の何人かのうちの1人が代表者として届を出しちゃうという、届出書を出しているという。ただ、その代表者が亡くなったときに、次の代の人に、その代表者の届け出をもらっているのかっていう、こういうふうな部分で、そこでとまっているのではないかなと。結局、こういうことを言うのは、全国的に所有者がわからないという固定資産がたくさんあるという。一説には、九州の面積ぐらいある。これは紀美野町において、そういう土地が一つもないのかなと、こういうふうに理屈から考えたら、資料、同じような比率であるのではないかなって、こういうふうになってしまうのですよ。だからその比率が紀美野町に全部、そういうふう全部、固定資産税もらっていますといや、それはそれでいいで。それでいいけど、いかにも曖昧な形で代表者の次の代、いけば子供の代は親子の代やしな、それで代表者を決めて届をもらっているという、届出書をね。その人が亡くなったら、配偶者から届け出をもらっているのかっていう部分と、それは紀美野町の中に、固定資産税の全ての土地が、固定資産税として上がっているのかどうか。こういうことを言うのは、本来は払っている人が、その払ってない土地の分の補填をしているような感じがするから、そんなことはないけども、だけど全部からもらえたら、もっと低くて済むわけやし

な、単純に考えたら。だから、そんなことを考えるから、これはいつもないのかなって、こういうところの点をちょっと、次の代で代表者の届出書をもっているのかと。そして、全ての土地に対して固定資産税、当然、所有者が確定されちゃったら全部もっているわけやいな。だから、その点についての再度の答弁を求めます。

7点目です。区長さんから、何件かの問い合わせがあるという、年間。年間何件か問い合わせがあるということについては、普通に考えたら、もっと区長さんが役場に対してしゃべりやすい人もあれば、しゃべりにくい人もあろうかと思えます。そんなこともないのかわからんけどね。だから、もっとやっぱりそういう意見があるということについては、把握する努力をすべきやろうと、こういうふうにするので、再度の答弁を求めます。

8点目、公的施設の事後検証という部分について、地区においては把握しているであろうという、こういうふうな説明でございました。地区が把握しているのだったら、それを役場が把握するだけで簡単な話やと思うけど、今までそういうふうに、事を放置しているということが、大体、問題であろうかと思うので、そういうふうに地区が把握しているのであったら、それを集めてくるだけの話でしょう。だから簡単なことやと思うけど。そんなことができへん、今後はそれやってくれんのかもわからんけど、その点についての、再度の説明を願います。

12点目です。大まかに、表層崩壊1,000カ所っていう、その65%は県が把握してくれているという。そういう話だったら、とりあえずその65%に対しても、ここは危険な可能性がありますということを、前もってすれば済む話やいな。今後もそら残りは、順次、出てき次第、把握してくれるという、こういうことにつながるのかなと思うけど、これ現実にはその65%の全部、通知したんかということについては、ちょっと私の聞き漏らしかもわからんけど、全部通知していますか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

この協定書について、その時点で指導できなかったのかということですが、この協定につきましては、町が介入しているのではなしに、民で協定をしておるわけですので、水利権について協定をしておったという結果しか出てきておりません。

そうした状態でございますので、やはりその森林原発許可に基づくそうした許認可、

これに委ねたいと思います。

それともう一つは、その林発許可ですが、かつて地域が話ししております中で、この関係者って誰なんやろうと、こういう質問がございます。それにつきましては、井坂知事は影響の出るところは地元へというふうなことでございます。したがって、議員が御心配をされております、地元地域からこれ反対陳情が出されておるといふ現状を踏まえて、今後、見きわめていきたい、そのように思います。

それと、固定資産税の話ですが、これにつきましては法的には、相続登記は期限が定められていないということです。今後とも、やはりこういう法的な面につきましては、その都度その都度、指導していきたい、そのように思います。

それと、7点目のごみボックスの補助の問題ですが、これにつきましては現在のところ、区長から何件か照会があると、ないだろうという話があるかと思いますが、やはり財政的な面も考え、今のところは補助は考えておりませんので、ひとつ御理解賜りたいと思います。

それと、8点目の公的施設の利用状況ですが事後検証、これでございますが、議員御心配されることもあろうかと思いますが、こうした集会所等の建設に当たっては、地元の建設委員さん、また区長さん方と十分相談しながら、一番利用のしやすいそうした場所へ、また間取りということで協議をしながら、これを建設いたしております。したがって、後の利用方法、また利用度につきましては、地元の区長さんにお任せしていると、こういうことでございますので、極端にその利用の少ない、そうしたところにつきましては、また調査をいたしたいと思います。

それと、次の12点目、表層崩壊、これにつきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、現在65%ぐらいは済んでいると。その早い段階で今後、ハザードマップの作成に取り組んでいきたいと、こういうことで申し上げておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで西口 優君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時49分)

再 開

○議長（美野勝男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時50分）

○議長（美野勝男君） 続いて、2番、上柏皖亮君。

（2番 上柏皖亮君 登壇）

○2番（上柏皖亮君） それでは、私から、町長が描く紀美野町の将来像についてお伺いいたします。

寺本町長は、平成18年に紀美野町初代町長として就任され、以来3期12年間、紀美野町のかじ取りをされてきました。合併後の大変難しい行政運営の中で、「心一つにまちづくり」をスローガンに、新町のまちづくりに積極的に取り組まれ、数えきれないほどの実績を残してこられました。「みんなでつくるまちづくり」を提唱し、地域住民が主体となってまちづくりに取り組み、それを行政が後押しするというスタンスで進められ、各地域でまちおこし事業が活発に展開されています。また、「安心・安全で住みよいまちづくり」のための道路整備や、テレビ・地デジ対策、携帯電話不感地域の解消事業、水道施設の設備、光通信網の全町整備など、住環境整備にも力を注いでこられました。

国道370号線は野上地区で全線が完成し、町民はもとより県内外から紀美野町へ来られる方々から、紀美野町は大変近くなったと称賛の声を多く耳にいたします。

また、間もなく美里第3工区である桂瀬・松ヶ峯トンネルが供用される運びと伺っております。さらに、大角・赤木間の第2工区や第4工区である田地区から毛原下地区へのトンネル工事にも着工され、数年先には全て完成すると聞いております。紀美野町発展の大きな足がかりとなるのは、間違いのないところであります。

また、関西の軽井沢と言われる生石高原の県道整備も、着々と工事が進んでいます。

地震や風水害から、町民の命を守るため、消防・防災設備の充実強化や自主防災組織の強化にも努められています。

また、福祉の充実したまちづくりにも力を入れてこられ、少子化対策や働く女性を応援するため、保育内容の充実を図り、また18歳までの医療費を無料とするなど、積極的な子育て支援策を講じられています。また、健康長寿を目指す、サロンづくりにも尽力されてきました。

一方では、財政健全化にも積極的に取り組まれ、町の借金である起債残高も随分減少

そんな中、これまでの私の行政方針に賛同し、信頼していただいている多くの方々から出馬要請を頂戴しました。

私は、皆様方に感謝するとともに、期待に応えなければならないという強い決意が生まれました。

また、私自身、まちづくりは、いまだ道半ばで、さまざまな課題が山積しており、これらの対策をとる強い思いも重なって、次の町長選挙に出馬させていただく決意をいたしております。

私は、町の活性化には、これまでと同様、自然を生かした夢と活気のある町を目指して、「住民活力でつくるまちづくり」、「安心して住めるまちづくり」をスローガンに、道路・福祉・教育・農業などの各事業の推進はもちろんのこと、これからは、大きく紀美野町の名を飛躍させるための、攻めのまちづくりも必要であると考えております。我が町の名がきらりと輝く、そんな事業を進めなければなりません。

そして、町の主役は、やはり町民の皆さんであり、皆様とともに町の活性化を進め、私は、その時々最良の手段を、柔軟に、かつ着実に実施できるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 2番、上柏皖亮君。

○2番（上柏皖亮君） ただいま、寺本町長から紀美野町発展のため、しっかり頑張るといふ力強い御決意をいただき、大変、安心いたしました。

数多くの実績を残されましたが、まだまだ紀美野町を取り巻く環境は、厳しいものがあります。基幹産業である農業問題、少子高齢化など難問が山積しております。

寺本町長さんには、健康には十分留意されまして、年明け早々にも執行される町長選挙で、ぜひとも再選を果たされ、持ち前の行政手腕で町の活性化を図り、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して、頑張ってくださいと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（美野勝男君） これで、上柏皖亮君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分から。

休 憩

(午前12時01分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時30分)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） それでは、議長さんのお許しを得まして一般質問を行ってまいりたいと思います。

通告順でございませぬが、まず、風力発電施設について、お聞きしたいと思ひます。

この風力発電というのは、突然、この町に起こってきたようで、9月のこの回覧板で、そのいうところの配慮書が縦覧できるから、10月の3日までの間、縦覧するようにと、こういうふうに戻ってきたわけでありませぬ。実際、この風力発電というのはどんなものであるのか、まず、そんなことが起こってくるというふうなことも知らないというふうな方が、圧倒的に町民の皆さん方のお気持ちではないかと思ひます。

もちろん、また普通の我々が目にするようなものではなくて、超大型っていうことありますので、実際は驚いたのですけれども、縦覧はさせて、私もらいました。あの字だらけの本ですよ、配慮書。コピーさせないと、役場に来なければ見られないという、そういうふうなことで実際、町民の方、何人の方がこの縦覧に来られましたか、お聞きさせていただきたいと思ひますけれども、またその専門的な言葉や、大体どこに設置するのかという地図、これはもう大変見にくくて、見にくいようにしているのかわかりませぬけれども、この字を書いているのですが、ほとんど読み取れないと。レンズを持ってきて拡大してみてもわからないようなもので、大体この辺であろうというふうにしかな見られないものであります。

住民の意見を出せということですが、そういうふうなことで、住民がどのように意見を言うのか、このままでは住民の意見っていうのは、ほとんど出されずにいってしまうのではないかと、そういう心配すらあるわけで、これに対して今後の進み方のフローも書いてありますけれども、今、大体3回、住民の意見が言えるところがあるというふうに書いてありますけれども、今、10月の3日までに1回、それからあと2回あるということですが、それがどのように反映するのか。その2回書いて

どれだけこの計画に、影響を与えていけるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

それと、こういうふうのうちのところはそうなのですが、今まであるところの風力発電、これでいろいろと問題も起こっています。研究されている方もございまして、この方は小林芳正さんという方ですか、この方が超低周波被害の症状と特徴ということで、この訴えというのを一口に言えば、低周波音で気分が悪い、苦しいのであると。また、目眩、吐き気、頭痛、耳詰まり、鼻血、頭及び胸部のパルス感、振動感らしいですけど、ちょっとなったことないのでわかりませんが、そして共通して不眠がある。その苦しみの程度は、人によって異なりますが、最も重篤な場合は、問題が解決しないので我慢できず転居するなど、自殺した例もあるそうであります。

こういうふうなところで、これすぐ出てこないらしいですね。何年か潜伏期間があって、和歌山の例ですけれども、これはメリヤス工場における低周波の被害ですが、奥さんのほうが初め、おかしいということではあったのですが、旦那さんのほうは、それがすぐ出てこなくて、4年ほどたってきたから出てきたと。これは、普通のもんでしたら何ていうのか、音でも、また、においでも、だんだんなれていくっていうのがありますけれども、この低周波に関しては、だんだんひどくなってくると。そんなので、今、問題が起こってきています。

しかし、そのメリヤス工場においての、工場内でその被害があるかということ、これがまた不思議なもので、余りもう、中には吐き気を催して吐いている人もあったようですが、マスクング効果、なれてくる、いろんな音が、この超低周波もあれば、耳に聞こえる騒音、そんなものがあつたりして、それによってこの和らげるのはおかしいのですが、ちょっと違うのではないかというふうに言われているのですが、こういうふうな低周波についての問題は、あちこちから出ています。

それで、ひどいのは下津であったのですが、有田にある風力発電の、大体800メートルぐらいの距離だそうですが、大久保っていう地区があります。ここで2件の人が影響を受けて、1件は御夫婦二人がもう出ていくと、こういうふうなことをとったそうです。もう1件がひどい話で、家族のうちで若奥さんだけがその影響を受けて、もうたまらないと。横になったら床とか天井が震えたりしてきて、気持ちが悪くて仕方ないと。そんなので、子供さん3人おるのですが下の子が、もうお母さん、これあかんということで出て行って、残った次男、長男っていうのが、私らをほって出ていったと、そういうふうな家庭内での問題も起こっているようであります。

また、由良町においてもこの問題があつて、非常に気持ちが悪い。1,000キロワットの風力発電があつて、さらにそれが2,000キロワットの風力発電が追加されてきている中で一気に出てきたようですけども、この問題で言われているのが、もう本も読めないと。いろんな症状ありますけど本も読めなくて、これ持っている、本持っている揺れるって言うのですよ。それは、本が揺れているのではなくて、頭の脳が揺れて、目も揺れて、それがそういうふうになってくるので、本も読めない。そんなようなところで、家を離れて田んぼの真ん中に行くと、一転、大丈夫なところがあると。こういうふうに、実際にその被害者がたくさんあるわけですね。

残念ながら、環境省は認めない。風力発電施設から発生する騒音等の評価指標に関する検討会のまとめにおいても、風車騒音は超低周波音ではなく、通常可聴周波範囲の騒音の問題であると。要するに、風車の問題は聞こえる音しかないのだと、超低周波は認めんって言うのですけど、実際にそういう被害が出てきている方がいるのですから、しかも下津のことを言っているのですけども、夜、とめたそうです。それも余りにひどいので。そうすると眠れると。とめたら症状もとまるし、回せば出るというのですか、これはもう超低周波音の問題があることは明らかですけども、実際、過去にもこういうような公害問題について、水俣病についてもこの水銀が問題であるということについても、これ、全て水銀、水俣の人がみんななつたかといったらそうじゃないのですよね。それを、因果関係を探すのに、本当に何年も苦労されたというふうに思いますが、それでもやがて発見された、認められた。その後、カドミウムのイタイイタイ病ですね、これについてもそうであります。

古く言うたら、足尾銅山の田中正造っていう代議士が頑張った鉍毒事件ですね、これはもう国策で増をふやさないとあかん。戦争戦略もあつた、戦争に向かっていくためにも必要であつたんかしれませんが、そういう中で、なかなか認められなかつたけれども、田んぼがだめになるなど、そういう中で認められていくと。

こういうふうに、なかなか認められないけれども、やがてそういうふうなことははっきりしてくる、問題あると思うのですが、しかしその間に、住民の方がどれだけ辛い目をしなければならぬのか。住みなれた家を出ていかなきゃならない、あるいは家族の中でそういうふうに、別れ別れになってきたりすると。こういうことは問題かと思いません。

この問題について、このいうところのあれはですね、配慮書にはですね、ほとんど書

いてないですよ。音の被害のみ。ですから、この環境省のいうところの、これは400メートルをとった人、だから500メートルの距離さえ離しておけば大丈夫と、こういうふうな配慮書に書かれていますね。ただ超低周波という問題があるからとりあえず2キロと、2キロで500メートルずつ調べるけれども人家から500メートルさえ離せばいいというふうなことになっています。

今、超低周波の問題を申しましたけれども、これ見ているとね、いろいろ問題もあるかと思うのですね。

一つはですね、まず初めに、私、気になったのですが、検討対象エリアの設定ということでこう書かれていますね。「本計画段階において既に海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町の関係部署と連携をとりつつ事業化を検討しており、市域とのコミュニケーションが構築されつつある」とこうなっていますね。最近、新聞等でもこの問題を取り上げられるようになってきて、新報やらとか毎日新聞やとかいろいろ皆さん方にいただいたのですけれども、ここに「アライナ」というこういう新聞皆さんもごらんになった方あるかと思いますが、この中ではですね、こういうふうに最後のほうに書かれています。「日本風力エネルギー株式会社では、予定範囲の区長さんには挨拶を済ませています」と「御要望に応じ住民の方への説明会も開催していく予定です」と、こういうことで十分に納得してもらおうということであるのですが、私も恐らく予定範囲の区長だと思っておりますが、御挨拶いただいたことございませんし顔も見えてないのですが、町ではどうですか。もしそうでないとなれば業者がうそを言っていると、配慮書の中にまで買いとるわけですよ。それがまず1点気になったのがあります。

それからですね、もう一つは、配慮書の51ページになるのですが、3の1の3で土壌及び地盤の状況というのがありまして、地盤の状況、そこでは地盤沈下の状況と書かれていますね。平成27年度全国の地盤沈下地域の状況、環境省の平成28年によると、海南市、紀の川市、有田川町及び紀美野町において地盤沈下は確認されていない。2番目に、地盤沈下に係る苦情の発生状況ということで、平成28年度は海南市、紀の川市、有田川町及び紀美野町でともにゼロ件であると、地盤沈下なんて起こらないですよ。うちでは、先ほど西口議員も質問されていましたが、西口さんは表層、何でしたっけ、要するに崩れていくやつですね。紀美野町一体が崩れていく、崩壊していったりしていく急傾斜地ですよ。こういうふうな問題があるわけですが、ただ紀美野町でこの問題の心配ないのは、下佐々と動木のほうへ平地ぐらいで、紀美野

町全体の山は急傾斜地の問題を抱えておるわけですが、地すべりも起こっていますし、そういうことについては一つも書いてないですね。こういうふうなところがあるなどですね。

もう一つ、気になったのは、景観ですね。これは審議会でも審議員さんから、かなりこっぴどく業者が指摘されておりましたけれども、ここですね、第表の4の1表ですね、の2、景観というのがあります。それにはですね、「1、主要な眺望点及び景観資源の直接改変の有無を含む」と、「主要な眺望点のうち森林公園雨の森以外はいずれも風力発電機の設置予定範囲に含まれず、直接的な改変は生じないことから、重大な影響はないと評価する」と、さらに「森林公園雨の森については、風力発電機の設置予定範囲に位置するが、眺望のための施設等については改変せず、さらに右に示す事項に留意することにより重大な影響を回避または低減できる可能性は高いと評価する」と、「景観資源はいずれも風力発電機の設置予定範囲に含まれず、直接的な改変は生じないことから重大な影響はないと評価する」とこういうふうになっているのです。右に書いていることをやれというふうに書いていますが、何て書いているかということ、改変面積を最小限にとどめると、要するに小そうしたら問題ないというふうに書いています。ここですね、審議会で厳しく指定された景観についてですね、景観資源ということで問題はないというふうに切って捨ててはいますが、あの場でも随分指摘された稜線ですね。山々の稜線、それはまさに紀美野町の観光資源じゃありませんか。これを大事にして、今、紀美野町に来られている民宿なんかも運営されておりますけれども、こういうふうなところですね、昔は風力発電であったら、これは自然エネルギーのシンボルのようなそういうふうなことで見たのですけれども、これだけふえてくるなど、またそれを問題出してくると、とてもそういうふうに見られません。まさにそういうふうなことで、どうしても私は問題があるかと思います。

それからですね、うちも道を使ったら余り広げんと済むとか、そんなことも書いてあるなどしているのですが、ここで主要な眺望点、これはですね、第4の3の6の表というところにあるのですけれども、これの1つは龍門山、またわんぱく公園、森林公園雨の森、鷲ヶ峰コスモスパーク、道の駅明恵ふるさと館、そして紀美野町の生石高原、それから道の駅しみずと、こんだけしか見てないですよ。だから一旦我々はそれについて物を申していく場合にも、物を申せないというか、というふうに思われているかしれませんが、我々にとってもうちの家の前にぬくぬくとできた、決していいものではないか

と思います。

それから、もう一つ、これかなり開発予定を希望するエリアというのですか、あれあるのですが、それがかなりちょっと多目にとっているのだなというふうに書いているのが、事業実施想定区域の選定というのがありますね、その中で風力発電機等の搬入時に拡幅が必要となる可能性のある既存道路、また土捨て場の確保等により改変が及ぶ可能性がある範囲が存在することを考慮し、事業実施想定区域を風力発電機の設置予定範囲より広めに設定をすることとしたと、いうふうに書いていて、土捨て場を紀美野町内なりこのエリアの中に求めると、こういうことを書いているのですよね。こういうふういろいろな問題があるかと思います。

あと、私もよう理解せんかった分はあったりするのかわかりませんが、あと渡り鳥の問題もあるのですよね。あの周辺、生石とかその辺のところは渡り鳥が渡りをする、そういう大事なコースらしいですけども、渡り鳥大体、夜飛ぶのですよね。夜飛んでいてプロペラにぶつかって命を落とすという、そういうふうなところもあったりするらしいですけども、こういうふうと考えていった場合ですね、いろいろこの風力発電というのは考えなければならないというふうにこれ思います。

こういうふうなことで言っているのですけども、私はですね、これで1つはそういうふうな業者として誠意ある態度であるかどうかということについては問題があると、また、超低周波問題についても問題がある。

あとこういうふうなことを進めていった場合ですね、紀美野町としてこの業者との間でどういうふうな話し合いができるのか、実際にできてしまってからでは遅い。しかもですね、もう一つ私は信用しにくいところがあるのは、この4,500キロワット、プロペラの直径が130メートルという、これは現在ないのですよね。なくて、四、五年先に開発できると、そういう代物らしいですよ。

さっきから言っているように、由良町でもプロペラが大きくなるにつれて、そういうふうな公害というのですか、被害もふえてきている。今、この許可証というのですか、これは申請が出てきて、大体四、五年たったらそれがおりると、許可されていくというふうなことで、そのころにちょうどこの大型風力発電機も完成すると、ですから現在、我々はいろいろとどうなっていくのかについてわからないままですね、良いか悪いか、特に人間の健康被害について考えなければならない。協定書は出ることは確実ですけども、それじゃ2,000キロワットのものより4,500キロワットのものの方がどれだけ大

きいのかとか、それは未知数ですよ。そういう中ではしにくいと思いますね。

しかも150メートルですよ。生石山が870ですか。870、これ、もし生石山に立ちませんが、もし立ったとしたら1,000メートルになるわけでしょ。大体5倍、生石山の5分の1のものがその辺に立っていくとしたら、これやはり本当に景観上も大きな問題があると思いますが、これについてですね、町として住民の方々の被害をなくすということについての取り組みですね、この考えをお聞きしたいと思います。

それから次ですね、災害時の避難所についてお聞きしたいと思います。

現在の避難所は、施設はありますが、安全性について最近また変わってきているみたいですね。そういう点から、避難所について現在の避難所がそのまま生かせるのかどうかお聞きしたいと思います。

それとですね、近い将来、南海トラフの大地震とかそういうものがくるんだよというふうに随分と言われるようになってきています。この地震の周期からしたら近々起こってくると、そういうふうなときですね、これは紀美野町にも影響受けるわけですが、そこで、テレビ等で避難所の実態等が映されています。そこでは、体育館なんかに皆入ってですね、雑魚寝状態になっている。食べる物はというと、アルファ米とかそういうものを、あるだけましと言えそうかしれませんが、それでは余りにも被害を受けた方々に対していろいろ、何ていいますか、考えていくべきではないかと思うのですね。

九州の北部の豪雨では、空調設備のない体育館も避難所になって、まるで蒸し風呂と被災者から悲鳴が上がりましたと、多くの被災者は相変わらず床に毛布をひいて生活しており、隣の住民との間に敷居もなく、プライバシーがありません。食事はおにぎりや菓子パン、カップラーメンが主流で、トイレはまるで工事現場にあるような簡易なものが林立していたと。こういうふうな状況の中で、やはりその体育館に寝るのですね、毛布敷いたとしても。そうなってくると、ほこりを吸ってしまって病気の伝染が起こるなど、あるいは北海道では寒さのために凍死したという方もあるようであります。

そういうふうなですね、熊本地震でいきましたら建物崩壊の圧死などによる直接死は52人に対して、避難生活などが原因の震災関連死が180人以上にも超えると。ストレスが多く感染症も発生する避難所や、住民が孤立化する仮設住宅などが原因であるというふうに言われていますけども、同じ地震国のイタリアの場合を見たらですね、家族単位で入れるようにテントは用意される。トイレについてはですね、大きくて、シャワ

一室もついていると、そういうふうなものが用意されているようであります。冷たいおにぎりとか、それもそれはそれで大事ですが、イタリアなんかでは、これは避難所に隣接した場所にテント型の食堂スペースを設け、厨房のついたキッチン館がやってくると、そこでは温かい物が食べられる。大体日本はですね、1人1日1,110円しか食事が見てられないようですけども、それでいくとこうなってしまうのではないかと思います。これでいいのかどうか。熊本地震のときですね、食堂スペースを設けた避難所はあったそうで、被災者は集まって食事をしながら「お互いの苦しみを話すことで気持ちが楽になった。泣きながら思いを吐き出し、前向きになれた。」と話していました。皆で温かい食事を食べながらちょっとほっとする、それが精神的にもよいというふうなことが、当然そうでしょうね。

また、段ボールベッドの普及ですね。段ボールと言いながら実際7トンのものが乗っても大丈夫にできているそうですが、床に直接寝ると、さっきから言っているように、そういうごみを吸い込んでしまうなど、そういう病気にもなっていくというふうなことがあります。

何にしても、うちの財政の条件もあると思いますけれども、これもうやがて間違いなくくるであろうこの震災に対して紀美野町でもこれに控える上で、少しでも被災者が安心できるように、また二次的なところで関連死に至るといようなことのないように、町としても対応しなければならないのではないかと思います。御見解をお聞きしたいと思います。

次ですね、防災行政無線の各戸への配備についてお聞きします。

これも先ほど他の議員さんから質問はされておりましたけれども、現在ですね、防災行政無線が合併されてから旧美里町にもつけられまして、本当に今までの情報が格段ふえたと思います。特にですね、私も経験したんですけども、行方不明の方が出てきて、防災行政無線がないときにですね、行方不明者が出たので消防団が出ていたんですけども、それがなかなかよう見つけなくて、次の日にたまたまその人を乗せた人が消防団の関係者と会って、「わし、ここまで乗せていったよ」という話から探せばすぐ見つかったそうなんですけれども、このように情報をもっと早く連絡されれば助かる人も出てくるんじゃないかというふうに思いますが、そういう面で防災行政無線の力というんですか、成果というのは大きいと思うんです。ただ、雨が降ったり風が吹いたりして暴風雨の状況の中で閉めてしまった家の中では、先ほどからのあれですね、後から電話でとい

うふうなこともありますけども、それすらもわからんときがあるので、これについて以前にも質問させてもらいましたけれども、各戸への子機ですね、を設置できないのかどうか。前のときには、旧美里と旧野上、アナログとデジタルというふうに方式が違っておったので、旧野上のアナログがそういうふうに耐用年数がきたときに、統一されたときに全戸への配備を考えていきたいというふうに答弁をいただいたと思います。先ほども数年と言っておりましたけれども、もう近々そういう時期がきているように思いますけれども、こういう各戸への配備についてですね、お聞かせいただきたいと思います。

最後にですね、和歌山市を中心に海南市、岩出市、紀の川市と紀美野町における連携についてお聞きしたいと思います。

この連携というのは、前回もお聞きしました。連携によっていいことを言っておられるのですが、しかし第二の市町村合併というところもあるのですよね。総務省としたら3,000余しやった市町村を1,000にすると、1,000までいかなかったというような状況の中で、さらにというふうなことを考えておられるのではないかと思います。連携中枢都市検討に関するこれまでの経過という資料ももらったのですが、ここですね、29年度は4月の13日から17日までの間で和歌山副市長が4市町の市町を訪問し、今後の検討について協力を依頼と、こういうふうなことがされたみたいですね。9月の16日には、連携中枢都市圏に関する庁内会議、和歌山市ですけども、で市長から局長さんらで圏域の人口・産業との現状確認とかされてきていると、さらに9月の22日には新たな広域連携促進事業の委託に関する提案募集に応募していくと、こういうふうなことまでが進められてきているようであります。

これは、どうしてもさきの説明も聞きましたけども、例えばよく言われるのが図書館ですね、図書館が和歌山市であれ紀の川市であれ海南市であれ、もちろん紀美野町と、ここの図書館、ここに住む住民は誰が行っても見られるのですよというふうに言われましたけども、別にそれは例えば大概見られるのですね。ところがですね、この本これももし4つが一つになって、それじゃもう小さい紀美野町はもう図書館置かんでもええんじゃないかとなってきたりしてきた場合ですね。和歌山市にこの本買ってくださいというふうなことをなかなか言えないというふうな問題も起こって来たりします。

いろいろと特典でブランドを一緒に広げていくのだと、宣伝していくのだと、そういうふうなこともありましたけれども、そこで得たものの分配の方法ですね。これ等も難しなってくる。そうやってきたらいつそもう合併しようじゃないかというふうなことに

も起こりかねない。町長さん、前回の質問に対してですね、問題があるのだったらそれから話したらええんじゃないかというふうに言われましたけども、そう簡単にいくかどうかですね。一旦踏み込んでしまっただけじゃもう抜けますよというのが、かなり難しいと思うのですが、その連携についてですね、今どこまでできているのか、そしてその上で町としてですね、この連携について進めていくことを考えておられるのか、その辺のところの状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点について御答弁願いたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 美濃議員の仮称海南・紀の川風力発電事業概要についての質問にお答えいたします。

御質問の風力発電事業につきましては、環境影響評価法に基づき、去る9月1日に事業者から県を初め国及び関係市町に「配慮書」が提出されたこととなります。

「配慮書」とは、風車の位置・場所、また、その大きさなど、具体的な計画が定まっていない検討段階での、どのような点で環境に配慮すべきなのかを事業者自身が文献調査などにより、取りまとめた図書です。これを広く公開することで、地域の環境をよく知っている住民、専門家や及び地方公共団体の意見を取り入れて、より計画内容を具体化し、次の手続である、調査・予測・評価の方法を検討する「方法書」につなげていくものでございます。そして、その後、その結果を検討する「準備書」、さらに最終的な取りまとめとなる「評価書」が作成されることとなっており、和歌山県環境影響評価審査会では、それぞれの段階に応じ審査していくこととなります。

なお、今回、提出する「配慮書」に対する知事意見書については、10月中旬ごろ提出される関係市町や和歌山県環境影響評価審査会の意見を参考に審査し、10月末に事業者へ通知する予定と聞いております。第1回目の審査会は9月12日に開催されました。第2回目は10月4日に開催される予定と聞いております。

それから縦覧人数ですが、9月19日現在で10名、そしてパソコン設定にもよりませんが、ホームページ等により縦覧されている方もおられると思います。

それから、連携はとっておりません。ただ、県より連絡窓口として役場住民から担当しておるだけでございますので、連携をとっておりませんということを訂正を求めたい

と思っております。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 私からは、美濃良和議員の「災害時の避難所について」の質問と、それから「防災行政無線の各戸への配備について」の御質問にお答えをいたします。

まず、災害時の避難所についてです。

避難所の地震に対する安全性につきましては、新耐震基準に適合している体育館や公民館、集会所を避難所として指定しているところでございます。当町では、学校の体育館や集会所などに避難していただくこととなりますが、現在、保存食、保存水、間仕切り、多目的テント、簡易トイレ、発電機、投光器などを備蓄しております。また、各自主防災組織に平成27年、28年の2カ年にわたり、生活に係る資機材等の購入に対して30万円の助成を行い、住民の皆さんと行政が総合的に整備を進めてまいりました。

次にシャワーや空調などの生活環境につきましては、国、県、自衛隊などからの支援を得、民間事業者との協定により物資の提供を受けることとなります。災害発生時は、地域住民の皆さんが互いに助け合って生活することになり、避難所では調理など生活に関する事柄は、基本的には避難されている方々とボランティアにより運営されることとなります。避難所で必要な資材を、事前に整備することは財政負担も大きく、また保管することも困難なことではございますが、今後、避難所生活に必要な資機材等の備蓄を追加し、また災害支援協定を拡充してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、「防災行政無線の各戸への配備について」の御質問にお答えをいたします。

まず、当町の防災行政無線は、美里地域はデジタル化していますが、野上地域はアナログ設備で運用してございます。野上地域は、デジタル化に向けて来年度より基本的な計画の策定に入ります。整備期間は、設計を含め3年程度必要になるかと思います。その際、美里地域の聞き取りにくい地域も含め、町全体を再検証してまいりたいと考えております。

さて、御質問の個別受信機の設置についてですが、各家庭へのアンテナ設置から機器

の調整を含めまして1台につき約8万円から9万円程度必要となります。

そのため、各家庭に1台設置すると仮定しますと、設置時に3億4,000万円程度の費用が必要となります。

また、毎年の保守費用も必要となりますので、これに係る財政負担は非常に大きいものがございます。

今後は、周辺市町の整備状況や新たな技術情報の収集、個別受信機整備もしくは個別受信機にかわる新たな仕組み、さらに経費と効果など、調査研究しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、美濃良和議員の4番目の「和歌山市を中心とする海南市、岩出市、紀の川市と紀美野町による連携について」の御質問にお答えいたします。

連携中枢都市圏構想は、中核性を備える中心都市が社会的、経済的に一体性を有する近隣の市町と連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持する拠点の形成に取り組むものでございます。

現在本町では、この連携中枢都市圏の形成につきましては、和歌山市を中心に和歌山市の近隣市町である海南市、紀の川市、岩出市そして紀美野町を含めた4市1町の企画部門の担当者、加えて和歌山県に御参加をいただき、和歌山圏域の連携中枢都市圏の形成に向け事務レベルでの検討を進めているところでございます。

また、企画部門以外の事業担当課も、和歌山市が主催する連携中枢都市圏についての研修会に参加し知識を深めるとともに、各市町の事業担当課同士で、どのような事業を連携していくか、一方に負担が偏り過ぎることがないかといった事なども含めて、連携の実現性について、現在も協議を進めているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 風力についてですね、今現在は配慮書ですね、きていると。配慮書というこれだけ配慮してあげているのだよというふうな感じで、非常にいい気持ちはしないのですけれども、その中の審査会で審査していったりするというふうなことで、第1回の審査会、私も御一緒させてもらって、かなり、何ていいますか、住民の立場で意見言うていただいているなというふうに感じたのですけれども、ただ、今後どのようにそれが運営していくのか、これで審査会で出た意見が全て盛り込んでいけるのかどうか。例えば、景観の問題で言われた稜線守れということについて、これどんな反映していくのか、入っていくのですか。恐らく稜線を外したらプロペラは回らんでしょう。風は山の中腹で回ることないですよ。そういうふうと考えていった場合に、実際、山の稜線というのは、いかに大事かということは山の中で大きな影響、景観については大きな意味合いがあると思うのですけれども、これ生かされるのかどうかということも問題ですね。

それからですね、今、配慮書を縦覧されたのは10人と、こういうふうに答えていただいたのですが、この紀美野町で広い、海南市、紀の川市と書いていますけど、大体中心が紀美野町がほとんどですね。エリアで包まれているのが、紀美野町のぐるっとエリアに立ってくるような、そんな計画ですよ。ここで、有田川町、海南市、紀美野町、紀の川市とあって8,000件ぐらいが対象になるというふうに書いていますけども、そういうふうなことの中ですね、うちはどれだけそのうちの対象になるのか示されていませんけども、そこで10人しか来てないと。これで十分な意見が言えているのかどうか、これについてですね、もう一回何らかの形で皆さんに見ていただくということが、まず必要ではないかというふうに思うのですね。

それから、4,500キロワットという超大型の風力発電の発電機ですね。これがなすあは、ないのでしょ。実際には、どれだけ出ているのかわからないでしょう。

こういうふうなところは、どのように受けとめたらいいのですか。どんな影響が出るというふうに私たちはそれを見たらいいのですかね。出る、健康被害が出るということは、もう明らかですよ。ただそれが、音が聞こえるか聞こえないかというだけで、しかもですね、大体くぼ地に出ているのですよね。下津の大窪というところ、大窪のくぼという字があるぐらいで、くぼ地になってきている。それから由良町もくぼ地というふうに言われていますけれども、こういうふうなところで、やはり風力の超低周波がやっぱり何ていいますか、反応しちゃうというか、共鳴とまでいくのかどうか知りませんけ

ど、その影響があるのではないかというふうに言われていますけれども、そうなってくると今いうところのですね、生石山を外して、それからそこをずっと東向いて稜線をずっとというふうに考えているでしょうけれども、その下には、貴志川が走っていて、その貴志川に沿って家がずっと建っているわけでしょう。これですね、回折って書いていますけれども、要するに高い音でしたら一旦壁にぶつかったらそれでとまるのですが、低い音は回折というふうに乗って越えてくるのですよね。これは大変問題なので、回折して小さな山があっても超えてくると、そこでV字型になった谷に沿って、もし共鳴し合うことになったとしたら大変大きな、結果、影響が出るというふうに、こういう心配もするわけですが、こんなところはというふうに問題があるのかないのかの評価をしてもらえるのか。

我々が意見を言った場合に、それはどれだけ反映してもらえるのか。それはどうですか。例えばこういうふうなことがあるけども、きちんと調査して安全であるかないかについて返事をしてくれと、意見書に書いたところですね、それはもらえるのですかね。

また、さきでも言いましたけども、急傾斜地の崩壊、急傾斜の崩壊地また地すべり、これはもう紀美野町は大変大きいですよ。大体そういうものある箕六もそうですし、毛原のですね、石ヶ峯みたいな、あそこにも大きな急傾斜ありますよね。地すべりがありますよね。こんな大きいところにはあるけども、大体全体的にそういうふうな地形にある中で、この問題について陥没というようなことは、前に九州のほうでありましたけれども、この和歌山で余り陥没というようなこと聞かんのですが、そんな調査はしているけれども急傾斜崩壊地域とかその辺についての、地すべりについての調査は、この配慮書には、私が見たところ一字も載ってなかったと思います。この辺についてどのように我々は考えていったらいいのか、そういうふうに思うのですね。

しかも景観について稜線を守ってもらうということが、今、私の知っているだけでも、現在、紀美野町にIターンかあるいはUターンで来られている方が民宿やられていますけれども、本当にこれ稜線が大きな何ていうのですか、財産になっていると思うのですけれども、これがどうなっていくのかということで、今後、帰ってこようかなというふうな人がおられたとして、影響が出てくると、この問題がどのように反映していくのか。大体稜線があかんとしたら、これはもうあかんと思うのですよね。

あとまた、真国のほうですが、真国の恐らく雨山のサン・リゾートラインですかね、あれからずっと山の上を走ってくると思うのですが、上真国という、行ったら山の

上を登ってもうたらわかるのですが、こんな大きな岩がごろごろしていますよ。そのために円明寺で今、そのための防災工事やっていますよね。何ていうか、落ちてきたらとめるための。そんなところにもやってくるのかどうか。そういうふうな、もちろん小川の大石山に向けて登っていくあの周辺等も予定入っていますけれども、こんなところについて、これも小川の坂本辺では急傾斜、地すべりが起こっていますけれども、こういうところですね、見て、超大型の風車をつくることに対して機運はされなければならないと思いますけれども、うちの実際のところ町としては何ができるのか、それについて、まずお聞きしたいと思います。

次にですね、避難所の問題ですけれども、現在、今、課長さん答弁していただきましたけれども、学校とか集会所、そういうところは避難所となっているということですが、最近ハザードマップの話もありましたが、幾つかが、もうちょっと県のほうではだめだよというふうに言ってきているようですけれども、その辺のところについてはどうであるのか、まずお聞きしときたいと思うのです。

あとまた、自主防災組織ですか、そこに30万円出して一定の機械等を借りられたりしてきている町の御努力というのはわかるのですけれども、これでそれは大事ですけれども、あとやっぱり我々、今現在は被災者を救う側の立場にあると思いますけれども、被災者の立場になった場合に、しかも簡単な周知方法とかその警報だけじゃなくて、そういう震災という何日も閉じ込められるような状況の起こるような、そういう、何ていいますか、避難生活をしなきゃならないような、そんなときの立場に立って非難されてきた方々の立場に立った場合ですね、もう少し考えておかなければ、被災者の方がですね、地震では命は助かったけれど、後のところで命を失うとかいろんな問題が起こってくるのが心配されるわけで、そういうことで、私はわざわざイタリアの話を出して質問させてもらったのですが、もう少しですね、被災者の方が避難所で生活をするについても、もう少し快適といえますか、精神面においてもいろんな面で得られるような対策を今から時間があるうちにとっておくべきじゃないかというふうに思いますが、それについて答弁はなかったように思いますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

防災行政無線の各戸への配備についてですね、近隣の市町村の状況を調べるということでありました。大分やっけてきている市町村もあるのではないかと思います。私たちが美里時代に防災行政無線もないままに、そういう視察にも行かせてもらったことがあるのですが、実際ですね、こういう「さあ逃げなきゃならん」といったときに、

道路どこどこが大丈夫、またすぐ新しい情報が入ってくるということについて、例えば配備されてきている子機ですね、を持って逃げることによってその情報が入ってくると、こういうふうなところもあったように思いますけれども、何にしてもとりあえずは雨とかで閉めきった家の中で、いつ放送されたのかわからんようなことであってはならないというように思います、その辺ですね。もう一度ですね、周辺の市町村調べる中でどういうふうな方向で調べていくのだと、そういうことについてお聞かせいただきたいと思います。

次にですね、連携ですけれども、これから事業を検討するというふうな形で答弁があったんですけども、本当に心配するんが、第二の市町村合併になっていくということについてそうならないのかと、そういうことについての心配であります。ええことは良いで、それは取り入れていかなきゃならんと思いますけれども、そういう中で、そういうふうな方向に向かっていくとしたら、よく考えて対応していかなければ、そういう方向でやっているうちに結局はというふうになってくると大変ですね。

実際、紀美野町になってですね、やっぱり合併はするべきではなかったのではないかという声が、非常に多く私の耳には入ってきます。どうしても広くなれば広くなっていくほど、どうしても端々の方々にとってみたら遠くなっていくと、役場が遠くなっていく。田辺市見たらわかりますよね。田辺の市役所が市役所ですから、大塔でも中辺路でも、それから本宮、龍神と、龍神なんて龍神の村だけで端から端まで走るのに40分かかるでしょ。それからさらに田辺の市役所まで行くということになってくると大変な時間かかってくると思います。そうなってくると、山仕事がどんどんあればいいんですけども、田辺のほうで仕事があるなど、市役所の職員になったとしても通勤が大変ですよ。そのこととっても大変だと思うのですよ。こういうふうなことの中で、やはり合併というのは考えていかなきゃならない、そういうふうには私は思いますけれども、今後の連携について、その方向について、やはり必死に取り組まなければ、今言っているように地域創生という形でコンパクトシティとかですね、言うてますけど、要するにまとめとしまえということですよ。これもその流れにあるところが、非常に濃厚だと思います。そういう点で、この問題についてもう一度お聞きしたいと思います。

以上、4点お願いいたします。

○議長（美野勝男君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）

美濃議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の海南・紀の川風力発電事業、これにつきましては、実は、私も非常に懸念をいたしておるところでございますが、やはり審査会というのがございまして、そちらのほうでも審査をいただいているというのが実態でございます。

そんな中で、やはり議員が申されたというのは、景観への配慮、また低周波問題、また当町におきましてはギャップフィルターという方式を採用しておりますので、これに対する影響ですね。それから先ほど言われておりましたが、地すべり等も含めてですね、やはり影響があるかどうかについて配慮をいただきたいということで今後示していきたい、そのように考えておるところでございます。

次に、災害時の避難所について、これにつきましては、被災者の人々が安心して避難できるようにもっと充実させたほうが良いかと、なるほど、もうおっしゃるとおりでございます。しかしながら、やはりそれも限度がございます。できる範囲で、最低限そうした避難、または救助に来ていただく、それまでの間、何とか安心して避難できるような、そうした設備を備えておきたいということで、現在機材等をそろえておるところでございます。一つ御理解をいただきたいと思います。

また、防災行政無線、これにつきましても、先ほど課長が申しあげましたように、アナログ方式であればですね、非常に安い。1万円もせんようなラジオでそれが受信できるということで、屋内受信機があるわけですが、今後、デジタル放送になりますとね、やはり1台当たり3万から4万、1台当たり8万か、ぐらいまでかかるというふうなことでございまして、非常に財政的にも、これは膨大な金額がかかってくるということでございますので、今後ともこれにつきましては、一つ研究をさせていただきたい。そうした思いでございます。

それと、和歌山市を中心とした連携ですね。これにつきましては、議員のお話を聞いておりますと、非常に飛躍した、そうした御意見であるかなと思います。といいますのは、これをもとに合併になったらどうするのと、いうふうなことも言われておりましたが、やはり合併は合併、こうした周辺地域の連携中枢都市圏ということで、やはり広域的な、そうした中での連携を組んでいくというふうに私は解釈いたしております。

したがいまして、ちょっと合併という話とですね、切り離して考えていただければと、またその節は議員さん方に御説明をし、そしていろいろ御協議いただくというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、町長のほうからギャップフィラーの影響とかですね、地すべり等の問題もあることを業者に意見として上げていくということですか。それは大事なことだと思うのですけれども、あとですね、やっぱり人体への影響ですね。これ確かに出ているのですよね。なければいいのですけども、これもう確実に出ている。ただ、人によってすぐに出るか出ないかという問題もあったりして、大丈夫という人もあるのですけれども、しかし、たとえ少ないにしてもですね、これ広いですよ。どれだけ考えているかわかりませんが、できなければいいのですが、エリアの図を見ているとですね、旧下神野の周辺から国吉まで稜線長峰山脈をずっと絵描いていますよね、丸。それから、真国では雨山の郷のサン・リゾートラインですか。あれからずっと上までいっていると、あと勝谷の周辺、それからあと小川の梅本にも印がされていると思います。大体、海南、紀の川と書いていますけど、海南、紀の川といってもほとんどが書いてない紀美野町に印がされているというふうに、何で紀美野町って書かんのか知りませんが、そういうものですね。海南なんていうのは、黒沢ですか。あの周辺ぐらいですし、どう見ても少ないですよね。そういう中ですね、見てくると、紀美野町が相当そういうふうに考えられているように思われます。

そうなってくると、本当に広い、面積が広いのですけども、そういう何ていいますか、発電機をつけるあたりの計画から見ると、どうしても限定されてくると。そういうところの中で被害住民が出ると。一旦出てしまったらとってこれといってもとらないですよ。とったという例はないように思うのですけども、もう使えなくなってとったとかそんなのがありますけども、そういうふうなことの中ですね、やはり今が大事かというふうに思うのです。

健康被害ということからについてですね、町はどういうふうに考えてられるのか、健康被害というふうに考えたら実際はつくってはいけないというより仕方ないと思うのですね。病気には、外因性と内因性というのがあるというふうに、この中で見たのですけど、要するにどこかにがんができるとか、腫瘍ができるとかという体にあれば内因性だそうなんですけども、この外因性という外に原因があって起こってくる風力発電の低周波被害ということは、外からこれをとめるより仕方ないと。そのためにはどこかへ家を求めて出ていくか、あるいはもとになるところの発生するものを除去するかと、この2つしかないわけですから、これはもうこの町に、こんな狭い、広いといえども場所から考え

たら狭いところに、こういうものはつくってもらうべきではないと、今それが大事な時期ではないかというふうに思います。

そういう点で、もう一度、見解お聞きしたいと思います。

それからですね、避難所については重々されていきたいという気持ちはあるように答弁いただいたのですけれども、財政的な面もあるかと思えます。しかし、確実にくるとして、うちの町の住民の方々も避難生活を余儀なくされる可能性が高いということで、やはり少しでも快適にいてもらいたい、それによって避難したけれども、その場で命を失うという方があっては非常に残念であります。そういう点で、財政は厳しい町ですけれども、少しでも、本当に少しでも前進できるように町としても頑張ってもらいたいと思います。これは要望にとどめます。

防災行政無線ですけれども、これについてですね、周辺の町村等調べながらということでもありますけれども、いろいろ金がかかるということですが、これについても、これによってですね、やはり逃げおくれ等があっては大変だと思います。そういうことで、すぐにいかんということですが、大体3年ぐらいでデジタルに全域でなっていくということでもありますけれども、何とか方法、金もかかるといえどもですね、子機がいいのか、あるいは違う方法がというふうなことも言われていましたけれども、前進に向けてやっていただきたい。これについても要望とさせていただきます。

あとですね、連携ですけれども、広域連携というのは、これは本当に言うだけではない。今言われている、思っている部分、合併のときもそうでしたよね。決して悪いことは言いませんでした。ところがですね、実際はそういう方法ですわと言っている。今言うてるところ、ことの起こりが地方創生のところからきている問題ですよ。ここでいうてるコンパクトシティとか、いろんな、もう1個何ですか、コンパクトシティよりもうちょっと小さいうちのようなところですね。ところについても結局は公のものを1カ所にまとめてしまうと、こうすることによってですね、非常に効率化を図っていく、効率化といえば言葉はいいのですけれども、要するに国からの金を交付を減らしていくということにつながっていくと思うのですが、こういうふうなことになっては大変です。

やはり、和歌山中心、海南も岩出も紀の川もそんな大きかったら、そんなに大きいと思いませんけれども、うちの町はまさに端っこになってしまうと、こういうふうなところが非常に心配であります。連携についての方向ですね、きっちりと見定めていかないと大変なことになる可能性もあると、そういうふうなことになっては町の将来というのが

非常に不安になってくる。そういう点から、もう一度ですね、町長の、そういう点からの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

まず第1問の風力発電事業でございますが、議員も心配されますように人体への影響というのは、非常に懸念されるわけです。と申しますのは、広川町のほうでもこうした風力発電が立っています。ただ、ちょっと聞くところによりますとですね、夜8時以降はストップさすとか、そうしたいろいろな手法をとりながらやられておるようでございます。したがいまして、当町におきましてもやはり人体の影響、またギャップフィルターへの影響、また景観への配慮と等々、今後配慮していただくようにですね、要望をしていきたい。そうしたようなことで対応してまいりたいと思います。

次に和歌山との連携ですね。少数連携、これにつきましては、やはり方向性を定めてとおっしゃることでございます。それはそのとおりでございます、私もこれイコール合併とは考えておりません。したがいまして、ほかの町とも連携をとりながら、やはりそういったことに気をつけながら今後取り組んでいきたいと、そういうことで御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ただいまの11番議員の質問、要望と2件ありましたが、こういうことは一般質問でありますので、今後十分に気をつけてください。

○議長（美野勝男君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて、4番、町田富枝子君。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 私のほうから、AED自動体外式除細動器について3点、お伺いをいたします。

まず、1点目ですが、AEDの設置状況と町民への周知についてです。

現在、我が国において心臓病が原因となり、病院の外で突然心停止を起こす方は年間7万人以上で、1日平均200人近くの数になります。そのうちそのまま亡くなってしまふ方が6万5,000人ほどで、多くの場合救急車の到着前に手おくれとなってしまうそうです。突然の心停止の多くは、心臓のけいれんである心室細動で引き起こされます。病院外での心室細動をとめる唯一の処置がAEDによる電気ショックです。

紀美野町では、28年7月1日現在、町の所管施設に25台のAEDが設置され、そのほかにも銀行や農協など民間の事業所にも多く設置されていると思います。いざというときに命を守るAEDの設置場所を多くの町民の皆様を知っていただく必要があると思いますが、町民への周知をどのようにしているのかお伺いいたします。

2点目、夜間に使用可能なAEDの設置についてお伺いいたします。

病気や事故は突然起こります。休日や夜間などに使用可能なAEDの設置箇所はあるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、AEDの使用法の普及についてお伺いいたします。

AEDの設置が進み救命率の向上が期待されていますが、設置されているだけで使用されなければ救える命も救えません。心室細動が起こると、電気ショックが1分おくれるごとに10%ずつ救命率は減少します。統計によると、119番通報から救急車の到着までの所要時間の平均は、8.6分といます。我が町のように広い地域ではもっと時間がかかると思います。そういった意味からも、その場にいる人が素早く救命処置を行うことが非常に大切で、AEDの使用と胸骨圧迫で救命率は4倍になります。

本年、中学校保健体育の学習要領の中で心肺蘇生やAEDの使用を確実に習得するように内容が強化されたと聞いていますが、紀美野町はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 私から、町田議員のAEDについての1点目のAEDの設置状況と町民への周知についてと、夜間に使用可能なAEDの設置についての御質問にお答えをいたします。

AEDは、心臓が細かくけいれんし血液を送れなくなる重い不整脈、心室細動の患者に電気ショックを与えて救命する装置でございます。AED設置状況ですが、役場の所管施設におきましては、役場本町、支所、出張所、小中学校、こども園、保育所、スポーツ文化施設など、議員が申されましたとおり25カ所に設置してございます。

また、役場の所管施設以外で公表されている事業所では、農協、銀行、バス会社、ゴルフ場、商工会、病院、五色台広域施設組合、県の施設などで、少なくとも11施設ご

ざいます。

町が設置している施設の一覧は、紀美野町のホームページのAED設置状況で見ることができます。

また、町以外の施設につきましては、リンクしている和歌山県ホームページの和歌山県内のAED設置施設で見ることができるという状況でございまして、町民への周知という面では取り組みができていないのが現状でございます。

次に、休日や夜間にAED使用可能な施設はどれくらいあるのかという御質問にお答えをさせていただきます。

町内には少なくとも36施設にAEDが設置されています。そのうちで、休日使用可能な施設、事業所は、17施設、夜間対応可能な施設等は11施設、24時間対応可能な施設等は3施設でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) 私のほうから、町田議員3番目の質問、AED使用法の普及について、お答えさせていただきます。

学習指導要領の改訂は、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度になります。現行の学習指導要領解説では、AEDの取り扱いについて心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当として必要に応じて触れるようにと示されており、町内中学校において保健体育科の授業では取り扱っておりません。ただし、後になります、学校行事等の中では、取り扱っております。

これに対し、新学習指導要領解説では、議員もおっしゃるように中学校保健体育科においてAEDの扱いは、AEDの使用の心肺蘇生法を取り上げ、理解できるようにすること、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法を取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすること、と改訂されております。この新学習指導要領は、中学校では平成33年度より全面実施されることになっており、本学習では中学校の2学年の内容になっております。ですから、平成33年度から中学校2年生の保健体育科においては、生徒が必ず実習・学習することとなります。

さて、本年6月の議会でも申し上げましたが、紀美野町の町内の学校での取り組みに

ついてです。

現在、中学校だけでなく、小学校でAEDを使用を伴う指導を消防署の御協力により行っております。加えてこれから新学習指導要領の移行に伴い、全ての中学校で保健体育科においてもAEDの使用、心肺蘇生法についても学習を行われるようになっていきますので、教育委員会としてもこれに対して支援を行っていく所存でございます。

こうしたことから、中学校中心に児童生徒により、一層AEDの使用法が普及していくことと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 4番、町田富枝子君。

○4番 (町田富枝子君) 先ほどAEDの町民への周知については、ホームページということでしたけれども、なかなかホームページを見る方というのは少ないように思います。実際、私はサロンとか防災訓練の場などで一番近くにあるAEDの設置場所をお互いが確認するとともに、1人でも多くの方にAEDの利用を身近なものに感じてもらえるよう、このAEDについて学ぶ機会をもつことが重要だと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

しかし、心肺停止は、いつどこで起こるかわかりません。突然のことであらうたえ、パニック状態になるかもしれません。そんなときは119番通報したときに、その近くのAED場所を教えてくださいとすることはできないものでしょうか、お伺いたします。

2つ目の夜間に使用可能なAEDの使用について、休館日17カ所、夜間ちょっと私聞き逃しましたけれど、夜間もありました。しかし、24時間使用可能なところというのは、3件です。先ほども、言わせていただいたように、そういう病気や事故というのは、いつ起こるか知りません。そのためには、やはり24時間使用可能という環境が大切であると思います。

24時間使用可能な施設や先進地などを調べてみますと、コンビニエンスストアや駐在所への設置、小中学校では、AEDを建物の外に設置するなど、24時間利用できる環境を整えています。コンビニへの設置は、紀美野町の場合は、近くに先ほど24時間利用できるということで、厚生病院や役場があるために当てはまりませんが、駐在所への設置や学校施設にあるAEDの外部設置は紀美野町でもできるのではないかと考えますが、町の考えをお伺いたします。

3点目のAED使用法の普及についてですが、学校教育の場で、AEDの使い方や心肺蘇生の方法を学ぶことは、救命率の向上に役立つだけでなく、命の大切さや共助の精神を身につけることができます。誰かが倒れてしまったとき、その場にいた人は周囲の人と協力しながら助ける必要がありますが、ふだんから経験をしておかないとなかなか行動に移すことができません。

小学校の高学年から、救命講習を学ぶことによって自然と身につけてくると思います。先ほど、小学校は30年から中学校は33年からということでしたが、その時期になるのはなぜでしょうか。もっと早くできることはないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 町田議員の再質問にお答えをいたします。

AEDの設置場所が町民の方に周知することでございますけど、質問の中にもサロンのときであるとか、防災訓練の場であるとか、おっしゃっていただきました。確かに、設置している場所がどこにあるのかというのをわかっていただくというのは、まず第一番だと思いますので、こういう身近な地域の集まりで住民の方に周知するのはとてもいいことだと思いますので、今後実施してまいりたいと思います。

それから、休日夜間の対応できる施設についての御質問ですが、夜間対応施設は11施設でございます。それで、議員申されました24時間対応している施設は3施設というのは、役場、それから厚生病院、それから五色台の広域施設組合でございます。警備員や宿直がいているということで、24時間は対応しておるということでございます。それで、コンビニであるとか駐在所への設置、外部設置でございますけども、これにつきましては、管轄が違う、民間でもありますし、今後ですね、周辺の地域とかほかの町村の状況等、ちょっと勉強させていただいて、研究していきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 私のほうから、再質問のすぐには実施できないかということの御質問にお答えいたします。

中学校の新学習指導要領は、中学校のほうは平成33年度から完全実施でございます。ことし3月に示されたのが公示ということで、33年度から実施しますよという内容を公示していただきました。ここから3年ほどの間にいろんな中身を現在やっている授業とかを含めて33年完全実施できるように、移行する期間、研究する期間というような

ことでもございます。すぐに実施できないかというのは、そういうこともございますので、来年度からすぐに実施できるということではちょっと今のところはなっておらないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 私のほうから、町田議員の1点目の質問に対する再質問、その中で119番通報時において近くのAED設置場所を教えてもらえないかという質問に対する御答弁をさせていただきます。

御承知のように現在、和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、この5市4町からの119番通報に関しましては、和歌山広域指令センターのほうで一括受診をしております。その関係で、絶対的にという話はちょっと申し上げられないのですが、一般的にこういった一刻を争うような状態であるという通報入った際には、指令センターの受信の方、口頭指導ということで、その状態状態に応じた適切な応急処置を行うべく、いろいろと指導させていただくようになっています。当然、こういった心肺停止状態ということであれば、当然先ほど来、議員おっしゃられるとおり、胸骨圧迫、これが最も必要なことでありまして、そういった指導をさせていただくわけですが、その際に、もし周りに複数人、人がおられて、もし近くにAEDがあるといったような状況を一応確認できた場合には、その胸骨圧迫は継続しつつ、もう一人の方に近くへとりに行っていただけませんかといったような指導も必ずや入るものと考えております。指令センターのほうの地図情報の中には、これも紀美野町内に限っての話ですが、一応AEDの設置施設というのを全て命じておられるようになっておりますので、通報いただいて、その際に検索して立ち上がった災害発生場所、その近くにそういった表示がある場合には、当然のことながらセンター員のほうからそういった指導が入るものと思われませんが、ただ最もやっぱり重要なのは、胸骨圧迫でございまして、心肺停止傷病者の方にAEDを装着して全て電気ショックを施せるかと、これは全く違います。先ほど来おっしゃっていただいているように、心室細動という、そういった心臓が震えているような状態の場合に限って効果のある装置ですので、全部にというわけにはいきませんが、一応、口頭指導の範疇においてですね、そういった一応いろんな御案内、指導もさせていただけるであろうということで、御理解を賜りたいと、こういうふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時10分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時10分）

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） それでは、失礼しました。

建物外、外から使えるようなところへの設置は考えられないかという質問に対するお答えいたします。

まず現在は、在校生及び学校の中でいらっしゃる子供、児童生徒、大人、教師も含めてですけれども、実際はその方々が非常時の際に使えるようにしております。

もう一つ、外へできないかと、ちょっとこれから検討はさせていただくのですが、緊急時、夜間に体育館等で体育をしているとかというときにも、それは学校開いていませんので、それはふだんでは使えないようになるのですが、緊急時には窓ガラスを割ってでも使っていただきたいというような御案内はしております。

今言われたように、校門外、施設外で外へおられた方々がすぐに使えるかと言われたところには、ちょっとまだ現在至っておりません。ここにつきましては、ほかの市町村とも聞きながら研究を進められると考えておりますので、そういう御答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） この小学校、中学校の24時間利用可能な環境づくりというのは、大切なことだと思うのですね。学校に来ている人たちだけでなく、学校周辺に住んでいる住民の方も使えるということで、今、質問をさせていただいていますが、この24時間使える環境づくりに、全国ではいろいろ、私もネットだけで調べただけですけれども、茨城県の龍ヶ崎市、愛知県の西尾市、大阪府松原市、愛媛県西条市、和歌山市においても有功小学校が職員玄関の外に設置している。そのようなちょっと調べただけでもそういうふうになっています。

今、現在、本当にAEDを使用して命を助けるということで、本当に各県、各市でいろいろ取り組んでいるのですね。それから、町でも本当にそれを研究していただいて、今ガラスを割ってと言われましたけど、なかなかガラスを割って出すというのは難しいかと考えますので、よろしく願いいたします。

それと、学校の教職員の方々は、普通救命講習は受講済みであるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それともう一件、AEDを使用するのに、もう前回の6月議会のときも言わせていただいたのですが、この柏市、千葉県、柏市でも国の法改正によって救命講習の対象年齢が引き下げられたことを受けて、平成25年4月から小学校の5・6年生を対象に授業の一環として実施しています。救命講習を授業の中で取り入れた理由として、適切な応急手当を施すことで、救える命があることを多くの子供たちに知ってもらいたいことと、幼少期からの教育による意義づけが重要だとしています。柏市の小学校では、簡易的な心肺蘇生訓練用のキットを1人1台ずつ使って心臓マッサージやAEDの使い方を学んでいます。45分の授業時間では、講義や救命講習用のアニメ、DVDを見たり、実技訓練を行ったりしています。

このように早くから取り組んでいるところは、取り組んでいるので、要綱が示されて33年からということでは33年から始めるというのではなくて、もっと早くからできるだけ早くからそういうふうなAEDではないけど、そういうふうな救命講習ですか、それを小学校のころからしていけば、本当にどんどんどんどんその子供たちが大人になっていくので、受講者がふえるわけですね。そしたらその分救命率がふえていく、安心安全のまちづくりになっていくのではないかと考えますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） それでは、今おっしゃられました3点、外への設置ということと、普通救命士の資格の取得と、あと新学習指導要領に33年ということのつとらずに早くからしてはどうかという3つの御質問にお答えいたします。

まず、外への設置でございますが、先ほど事例を言っておきまして、私たちのほうもその研究をさせていただいて学校外の方でも使えるような方策を考えたいと考えます。

2つ目の普通救命講習の受講者の件でございますが、学校の教師の方々には必ずもっ

ているかというお問い合わせであれば、全てがもっているとは限っておりません。こちらのほうから、教育委員会のほうから資格を取る受講をしてくださいということもあるということは御案内するのですが、その結果とかほかの市町村でもされていることもございますので、その現状というのは私は現在把握をしておりません。

それともう一点、前もって早い時期から児童生徒のほうへ救命にかかわる訓練とか体験をしたかどうかということでございますが、現在、ここ数年ですけれども、現状を言いますと、野上小学校のほうでは、夏休み前に高学年と保護者、小川小学校では高学年、下神野小学校では6年生、美里中学校では1年生、野上中学校では下佐々の防災訓練の際に本年から全校の生徒を対象にやっていただけたということで、一から十まではされてないかもわかりませんが、救急救命の方法、心肺蘇生法の中の一つのAED、こういうものがございます、というような場面は必ずつくっていただいております。それにつきましては、消防の御協力も得てそういうものを見ていただく、さわっていただく、知っていただくという場面はつくっておりますので、現在のところではそういう形では実際やっております。これをだんだん密を深めていくということでは、今後取り組んではいきたいなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） これで、町田富枝子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（美野勝男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日はこれで散会します。

（午後3時19分）